

議事日程(第2号)

平成27年3月5日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第40号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第41号 町道路線の変更について
- 日程第3 議案第42号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第4 議案第43号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第5 議案第44号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第6 議案第45号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第46号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第47号 周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第48号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第49号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第50号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第51号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第52号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第53号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第54号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第55号 周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第56号 周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計予算
- 日程第19 議案第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第21 議案第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算

- 日程第26 議案第9号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計予算
- 日程第27 議案第10号 平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算
- 日程第28 議案第11号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第6号) (討論・採決)
- 日程第29 議案第12号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第30 議案第13号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第31 議案第14号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第32 議案第15号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第33 議案第16号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号) (討論・採決)
- 日程第34 議案第17号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第35 議案第18号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第36 議案第19号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号) (討論・採決)
- 日程第37 議案第20号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号) (討論・採決)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第40号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第41号 町道路線の変更について
- 日程第3 議案第42号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第4 議案第43号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第5 議案第44号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第6 議案第45号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第46号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第47号 周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第48号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について

- 日程第10 議案第49号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第50号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第51号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第52号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第53号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第54号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第55号 周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第56号 周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計予算
- 日程第19 議案第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第21 議案第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第9号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計予算
- 日程第27 議案第10号 平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算
- 日程第28 議案第11号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）（討論・採決）
- 日程第29 議案第12号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第30 議案第13号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第31 議案第14号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第32 議案第15号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第33 議案第16号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第34 議案第17号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）

日程第35 議案第18号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)

日程第36 議案第19号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号) (討  
論・採決)

日程第37 議案第20号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号) (討  
論・採決)

---

出席議員(15名)

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
8番 今元 直寛君	9番 尾元 武君
10番 平野 和生君	11番 吉田 芳春君
12番 濱本 康裕君	13番 新山 玄雄君
14番 小田 貞利君	15番 松井 岑雄君
16番 久保 雅己君	

---

欠席議員(1名)

7番 魚原 満晴君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君	議事課長 中村 和江君
書 記 岡本 義雄君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
公営企業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 奈良元正昭君
産業建設部長 …………… 池元 恭司君	健康福祉部長 …………… 川口 満彦君
環境生活部長 …………… 佐川 浩二君	久賀総合支所長 …………… 前崎 浩二君

大島総合支所長 …… 佐本 洋二君      東和総合支所長 …… 藤山 忠君  
橘総合支所長 …… 升谷 高広君  
会計管理者兼会計課長 …… 松本 康男君  
教育次長 …… 岡野 正徳君      公営企業局総務部長 …… 藤田 隆宏君  
総務課長 …… 佐々木義光君      財政課長 …… 中村 満男君  
健康増進課長 …… 永田 広幸君      介護保険課長 …… 近藤 晃君  
公営企業局財政課長 …… 木村 稔典君

---

午前9時30分開議

○議長（久保 雅己君） おはようございます。

昨日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。永田健康増進課長。

○健康増進課長（永田 広幸君） 失礼します。昨日の広田議員の後期高齢者医療にかかる御質問について、お答えさせていただきます。

世帯数につきましては、平成27年1月末現在4,442世帯です。被保険者1人当たりの山口県の順位につきましては、平成26、27年度におきまして高い方から10位でございます。被保険者1人当たりの医療費の山口県の順位につきましては、平成25年度の数値でございますが、102万2,702円で高い方から9位でございます。

---

#### 日程第1. 議案第40号

#### 日程第2. 議案第41号

○議長（久保 雅己君） 日程第1、議案第40号町道路線の認定についてから日程第2、議案第41号町道路線の変更についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第40号及び議案第41号について一括で補足説明をいたします。

まず、議案第40号、周防大島町町道路線認定についてでございます。

本案の町道路線認定につきましては、1路線の延長631メートルを新たに町道路線に編入するものでございます。

本路線は棕野地区の県営一般農道整備事業の完成に伴い、県から町へ移管された道路で、現在、農道として管理を行っておりますが、今後は町道山崎線と町道山手線を結ぶ重要な生活道路として一体的に管理を図るため、町道の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第41号、周防大島町町道路線の変更についてであります。

本案の町道油宇面田線の路線の変更につきましては、油宇地区の県営一般農道整備事業で整備された農道が、町に移管されたことにより、今後は、本路線と町道油宇面田線とを接続し、一体的な利用を図るため、延長を712メートル延ばし、終点の変更を行うものでございます。

なお、終点は、字面田1408番地の3地先から字平原1305番地の1地先に変更となります。

また、起点につきましては、県道橋東和線の一部区間の改良により1420番地の3地先が道路敷地内の土地となりましたので、道路敷地外の隣接地であります1421番地の2地先へ変更するものでございます。

以上で、議案第40号から議案第41号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第40号町道路線の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

議案第41号町道路線の変更について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第40号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第40号町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第41号町道路線の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第42号

○議長（久保 雅己君） 日程第3、議案第42号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第42号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更について補足説明をいたします。

平成27年4月1日から、山口県市町総合事務組合の非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に柳井市が加入することに伴い、共同処理する事務及び組合規約の変更をするに際して、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議し、その協議の内容については同法290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ることになっておりますので、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第42号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4. 議案第43号

○議長（久保 雅己君） 日程第4、議案第43号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第43号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、補足

説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される、同条第1項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

内訳について申し上げますと、まず、「産業の振興」の区分については、基盤整備の農業に係る事業として、県の事業名称が変更したことに伴い「やまぐち集落営農生産拡大事業」を「需要対応型産地育成事業」とし、単県農山漁村整備事業のため池を5地区から6地区に変更しようとするものであります。

次に漁港施設に係る事業として、日良居漁港陸閘整備事業、陸閘2基、棕野漁港陸閘整備事業、陸閘2基を追加しようとするものであります。また、過疎地域自立促進特別事業として、陸奥記念館整備事業施設改修を新たに追加しようとするものでございます。

次に、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の区分については、橋梁施設に係る事業として、土井下橋、片山橋の橋梁補修事業を新たに追加しようとするものであります。

また、その他に港湾整備事業を新たに追加しようとするものであります。

次に、「生活環境の整備」の区分については、水道施設に係る事業として、上水道事業創設に伴う地方公営企業会計法の全部適用に係る移行事務構築事業を新たに追加しようとするものであります。また、過疎地域自立促進特別事業として、公共施設等解体撤去事業を新たに追加しようとするものであります。

最後に、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の区分については、その他の事業として、デイサービスセンター福寿苑の昇降式介護浴槽を購入するため新たに追加しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず追加関係で、大体今回追加するのがそれぞれ、項目ごとに大体どれぐらいの概算事業費を見ているのかという点で聞いちょきたいというふうに思います。

また、陸奥記念館のほうも、どの程度の改修事業になるのかという点も、今、考えられる中で聞いておきたいというふうに思います。

それと、公共施設等解体撤去事業が、過疎自立促進事業、特別事業で組まれておりますが、これも国の流れを見ておりますと、一定の起債対象になるということもときどきニュースで聞かれておりますが、どういう順次で、町長が今考えるのは、老朽化ごとに入っていくという考え方なのか、それとも大きくて大きい部分含めて、どう考えていくのか、町長が考える考え方です。一応、載せちょかんにゃいけんけ、載せちょくという考え方もあるかもわかりませんが、実際的に

はどういう考え方をしとるのか、町長としては順次撤去ということになるかと思うんですが、  
どういう方向で、順次取り組んでいくのかという中身があれば聞いておきたいというふうに思  
います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 過疎地域自立促進計画の変更でございますが、新たに公共施設等の解体  
撤去事業が、ここに今度は新しい計画に載せたいということで、この御質問でございました。

まさに、皆様方御存じのとおり、公共施設が老朽化し、そしてまた中には耐震性がないとい  
うようなことで、活用も難しいというものがたくさん出てまいります。そこで解体し、そしてまた  
跡地を借地であればお返しをする、または跡地を今度は別のものに活用したいというようなこ  
も出つつあります。

しかしながら、解体費用が膨大な経費がかかるものですから、なかなか取り組めていないとい  
うことも事実でございます。特に、合併後に学校統合等が行われまして、小学校もたくさん廃校  
になりました。そしてまた、その跡地の利用についても、いろいろ検討委員会等立ち上げて検討  
した結果、なかなか今現在では活用できないというものがたくさん出ております。

それを、単独の財源でもってからやるというのは、非常に経費がかかるということで、私たち  
もこの公共施設を解体する場合に、起債対象なりまたは交付金なりが出てくるのではないかと  
いうふうな情報も少しずつ入っております、そこで今回は過疎債の対象になる施設も出てくる  
ということで、今回これを計画に載せさせていただいたわけでございますが。

まず、解体する順位とか、ああいうものでございますが、一つにはまさにその活用方法がな  
かなか見つからないということと、もう一つは今のその耐震基準を満たしていないということが、  
まず第一の条件でございます。いふなれば、例えば小学校でもまだ耐震基準を満たしてお  
るので、活用は今はないけれども、将来的にはまた活用ができるのではないかとすることは、  
そういうところはまだ置いておってもいいと思うんですが、今現在も活用方法がありませんし、  
耐震性もないということになりますと、耐震補強をしてまで活用するというのは、な  
かなか難しいんじゃないかということで、そういうものを、まず優先的に解体し、  
そしてまた跡地の利用について考えていきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の変更に伴うそれぞれの事業費についての御質問がござ  
いました。

まず、需要対応型産地育成事業、これは事業名称の変更でございます。それが単県農山漁村  
整備事業ため池、これ1カ所の追加でございますが、これにかかる分が600万円ござ  
います。

それから、日良居漁港の陸閘、これが3,000万円、棕野漁港の陸閘が1,000万円と見込

んでおります。それから、陸奥記念館の改修、これが約600万円程度でございます。

それから、次の土井下橋の補修、これが450万円、片山橋、これも同じく450万円でございます。

それから、その他のこれ県事業でございますけども、これ約2,150万円ばかりとなっております。それから、新たに水道施設の関係の上水道への移行に伴う準備経費等々でございますけども、これ約7,000万円でございます。

それから、次の公共施設の解体ですけれども、このたびは町営住宅3カ所の解体を当初予算で計上させていただいておりますが、これに過疎債を充当しようと考えております。これを約330万円ばかりでございます。

それと、デイサービスセンターの福寿苑の浴槽ですけど、これが約700万円。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第43号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第44号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、議案第44号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第44号損害賠償の額を定めることについて、補足説明をいたします。

平成26年8月初旬、大字小松地内で発生した塩害による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、お諮りするものでございます。

この事故は、屋代川河川区域内に設置のフラップゲートの不具合により海水が水路を逆流し、水路から溢れ出た海水が蓮田に流れ込んだため耕作物が枯れたものでございます。損害賠償の相

手方は「岩国市在住の永田孝志氏」であります。

なお、損害賠償の額は、155万4,597円であり、全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われる予定でございます。

今後、再発防止のため、施設整備の際には、施設の不備を起さぬよう慎重な設計に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ慎重なる御審議、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 損害賠償についてであります。今回の損害賠償の基準は、いわゆる塩水が入って、いわゆる陸物といいますか、耕作物。例えば米とかレンコンとかいろいろあるかと思いますが、その実際的な被害額と、いわゆる入ってきたことによる、例えば塩害、いわゆる土地部分ですよね。その辺もうちょっと詳しく補足説明を、商品がどのくらいで、いわゆるそういうその他の部分がどういう額という部分について、やっぱり報告をしちよっていただきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今、広田議員さんからの質問で、その補償するものは何かという御質問だと思います。今回の、損害賠償につきましては、副町長からの補足説明でありましたように155万4,597円でございます。これにつきましては、今、場所につきましては、これ庁舎の前の並び一本松川とマルキュウの間にある田んぼに、蓮田があります。その蓮についての損害補償をするものでございますので、蓮の集荷した場合についての損害を今回町が払うということでございます。土地については、それには含まれておりません。ただ、それも含んだものということで、我々は考えております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） こういう塩害がないようにということで、さっき副町長のほうから補足説明がありましたけど、フラップゲートといいますか、これはなかなか起きやすいやり方なんです。

例えば、通常の河川から海に流れるところも、各種フラップゲートはありますよね。実際的にはそこを塩害が起こらんようにすると言え、きちっとした、いわゆる樋門とかを考えておるのかどうなのか。

やっぱり、結構たびたび起こったら大変なんです、これは。あれを損害賠償としてたびたび起こったら、特に直接農作物等に塩害を出すということになれば、特に気を付けないやいけん箇所というふうに思われますが、どういうふうにそのフラップゲートを改良しようとするのか。ま

た抜本的対策をしようとするのか。この辺について、執行部の考え方があれば聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） このたびの44号の議案のことにつきましては、相手方の永田さんに対しましても大変、御迷惑かけましたし、町民、議員の皆様にも、こういうことになりました、大変お詫び申し上げます。

ということで、町としても一応設計的な話もあるんですけど、その前段としてこのゲートに、水門につきましては、その前にスルースゲートというのがありまして、一応、それがきちっと閉まれば、その塩害はありません。ただ、ここがなかなか田んぼもつくってますんで、管理上、フラップで管理がしやすい、あんまり手はかからないような構造で、2次的な、補助的な樋門として、町としては取り扱っておるんですけど、そこが曖昧な話になってしまったところが一番原因だと思います。一番、高潮時にはスルースがありますので、そこは管理さえしとけば問題はなかったとは思いますが。

それにしても、今の2次的な、補助的なフラップゲートがちょっとした設計的な不具合があったものですから、今回それは保険会社のほうがその不具合が町の瑕疵と認めて、今回保険のほうもおりるといような手はずになりましたんで、そこは今後管理を十分すれば、そういうことはなかろうかというふうに思っております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、部長が答弁しましたが、やっぱりある程度、町内かなりフラップゲート箇所があると思うんです。それで、実際的には農業に直接かかわらない部分、河川から流れる部分も、かなり地域的にはひずみが出よるといふふうに私は見よるんですが、やっぱり、これを境に町内のフラップゲートをやっぱりちょっと点検してみる必要があるという点も、やっぱり必要じゃないかというふうに考えておりますが、執行部としてかなり箇所がありますが、一旦、フラップゲートの箇所を洗い出して、それからチェックして、それでできるだけ円滑なゲートが行われるという格好をとっていきべきじゃないかというふうに思いますが、これは町長の所管になるんで、町長の代表者になるんで、やっぱり調査は必要じゃないかというふうに思いますので。いや、原因わかつちよるんじやろ。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 要するにフラップゲートとかスルースゲートっていうのは、町内たくさんあります。それで、当然その町の施設ですから町が管理している部分もたくさんありまして、当然、町の職員が個々に管理しているというわけではなくて、それぞれみな委託者をお願いし、そのような委託契約を結び、管理をいただいていると思います。

それで、今広田議員さんの御質問があったように、例えば防災上のそういうふうなゲートもありますし、また農業用のもありますし、いろいろの種類があると思ひまして、それぞれの委託管理をお願いしとる、それぞれの個人の方や法人の方々に、再度一度、その不具合が生じるような状況になってないかどうかということは、それぞれの所管課を通じて点検をするようにということは、させていきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 荒川議員。

○議員（5番 荒川 政義君） 今まで、その樋門が何かの不都合でそういうふうな被害が出たちゅうていうのは聞いたことがない。原因は何だったんじやろうか。それでもう一つは、管理人がおるんよね、樋門には必ず。その人の不注意じゃったかどうか、そこら辺。それか壊れちよつたか。樋門が壊れてしもうたんかちゅうていうのが、どうもその原因がようわからんので、ちょっと言うてくれる。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今回の場所につきましては、先ほど言いましたように、一番最初の下流部分にはスルースのゲートがあります。その背後にフラップがあつて、その農用地なものですから、普通田んぼに入ったら、田んぼは使えなくなります。そこに、管理人が、普通田をつくる人たちがそこ管理してるんですけど、その管理ができなくなったんで、その田を皆さん放棄というか、辛くなつてきておりました。

その管理がしにくいんで、今度は補助的に管理がみやすいフラップを付けてくれということでフラップを付けて、その辺の関係で実際は管理人は町ではなかつたです。町はあくまでも農業者の関係者が管理するということで、今回の損害というのもあくまでも、その設置した町がその設計の不具合によって、海水が入つたということで（「具体的に」と呼ぶ者あり）その設計というのが、フラップこうなります。ここに管理用の階段をつくつてました。その階段のつくつた、ちよつと出すぎておつたのに海水が満潮で入つてきて、それが落ちるとき引つかかつて海水が入つてきたというような原因が設計上の不具合ということです。

○議長（久保 雅己君） 荒川議員。

○議員（5番 荒川 政義君） それじゃつたら、常に海水が入るじやないか。その階段をつくつちよるわけじやろ、そこにフラップが引つかかつてちよるわけじやろ。（「それがずれたというふうに」と呼ぶ者あり）ずれたって意味がわからん、俺は。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午前10時01分休憩

.....  
午前10時17分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。魚谷議員。

○議員（1番 魚谷 洋一君） 保険で支払われるというような話を今聞いたんですが、この賠償額の支払われる額の155万4,597円というのは、保険会社が100%認めた額なんですか、請求金額。その辺をお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 保険の金額の根拠でございますが、その永田さんからの提出されました仕切り書と出荷証明書等々のコピーを保険会社のほうに送付しまして、それを差額、今回で言いますと25年度分の収益が197万2,649円に對しまして、平成26年度の収益が41万8,052円の差額、155万4,597円を保険会社のほうが損害金として認めた額でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかにありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） この件は、顧問弁護士に相談されたのかどうなのか。それで、相談されれば当然、プラスアルファあるのかないかとか、保険が保険会社から下りるとか下りないとかいう問題じゃなくして、そこを整理していないと、また今後、この方が請求して保険が出ますけんていうんで、やすやす保険会社が、町は痛手はないかもわかりませんが、その辺を明確にしておく必要があるんじゃないかと思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 顧問弁護士の相談ということですが、顧問弁護士にも相談はいたしました。つくった責任はあるということでございました。

○議長（久保 雅己君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第44号損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 議案第45号

## 日程第7. 議案第46号

○議長（久保 雅己君） 日程第6、議案第45号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから日程第7、議案第46号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第45号及び議案第46号について一括して補足説明をいたします。

両議案は、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める「油宇集会施設」及び「小泊集会施設」の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第45号油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。この施設は、自治会組織「油宇自治会」の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも非公募によりこれからも引き続き「油宇自治会」を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

次に、議案第46号小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。この施設も議案第45号同様、自治会組織「小泊自治会」の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも非公募によりこれからも引き続き「小泊自治会」を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては、両施設とも平成27年4月1日から平成28年3月31日としております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第45号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第46号小泊集会施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第45号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第45号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第46号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第46号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第47号

○議長（久保 雅己君） 日程第8、議案第47号周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第47号周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について補足説明をいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町立日良居保育所の指定管理者を指定することについて、お諮りするものでございます。

日良居保育所の指定管理者制度への移行につきましては、平成23年6月の定例町議会で日良居保育所の指定管理者の指定議案の御議決を賜り、平成24年4月1日より3年間、特定非営利活動法人しらとり会を指定管理者として指定し、日良居保育所の運営がスタートしました。

運営につきましては、当該団体と締結した基本協定等に基づき、法人の現状、運営の基本方針・目標、職員の体制、保育の体制、保育の内容、多様な保育ニーズへの対応、保護者に対する育児支援・保育相談、安全衛生管理体制・危機管理体制、地域との連携、地域の子育て支援等について、毎年度の事業実績報告及び実地にて確認するとともに、毎年度山口県が、関係法令等に照らし適正に保育所運営が実施されているかを実地監査いたします指導監査におきましても、実施状況は良好との結果を頂いているところでございます。

以上のことから、保育の継続性・安定性等を考慮すると、現在の運営法人を指定することが望ましいと判断し、この度、指定管理者としての議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3年間としており

ます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 予算の審議では民生のほうに入るといふふうに思われますが、若干気にかかるので、今の補足説明で気にかかる点について質問しちよきたいといふふうに思います。

1つは、指定管理料の問題であります。实际的に毎年度予算に定めて、いわゆるそのときどきの措置費といいますか、最近と言わんのんですが、措置費を基準に指定管理料をはじめていくということになるかと、いふふうに思われますが、職員の数、そして賃金等で組んでおられるといふふうに思われますが、決算状況を見ますと、そのときどき内部留保が発生しよります。内部留保、それは当然その年度年度に職員の皆さんやら修繕やらに当たらんかった場合は、内部留保として積み上げるといふことも会計法上はあるといふふうに思われますが、それにしても修繕引当金や今の退職積立金、引当金ですよ、それ以外に实际的にその他引当金ちゅう出し方で、いわゆる出てくると、私たち議員の側は非常にわかりにくいというのがあるんです。

実際的には所管課のほうがきちんと、今説明を聞くと、決算上も出してもろうちよるといふことですが、その実態についてどういうふうに判断されているのか。その他引当金ていう、それが200万円から300万円、1年間で出ると結構太いかなと、内部留保としては大きいかなといふふうに見ておりますんで、その年度年度できちっと給与は払うて、そしてそのほかに積み上げていったら、それほど大きなものは出んのんじゃないかなちゅうのが、私の基本的考え方です。そういう中で、实际的に内部留保については、どのように考えているのか。

建設とか退職引当金等については、20万円ずつ計上して、そしてその他引当金ということで200万円単位ぐらいで決算上出してくるといふことについて、聞いちよる面があれば、ちょっとここで報告をしていただきたいといふふうに、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 引当金の関係ですが、24年度、25年度と引当金があります。それで、次期の協定書のときに引当金について、管理運営の中でどういうふうに協定するかというのも、また話すようにはしております。

協定書の中で、現在指定管理料は指定管理料が生じる管理業務以外に消費してはならないといふのがあるんですが、その次期の関連の指定管理、協定書結ぶときにそういった協議をすることにしておりますが。（「あまり質問の意味がわかってないんじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） 実際的に私の質問の趣旨は、発生として内部留保は当然発生する  
じやろうと、ただしそのときどき、例えばきちっとして支払っていけば、そんなに多額の内部留  
保は出ん可能性はあるんです。それぞれの保育園も大変な状況で運営しちよりますから、その中  
で退職引当金やら建設改良引当金、修繕引当金とかがあれば、それは会計上は引当金としてあて  
がうことはできるんじゃないかなと思いますが、全く名目のない引当金が発生しちよったら現実  
に、その他引当金として発生しちよったらそれは何でしょうかというのが、私の質問の趣旨なん  
です。

ほじゃけえ、今、部長が答弁されたのは、いわゆるあくまで次の指定管理のときにその内部留  
保については協議していくと、その取扱いには協議していくということなんです、今現で  
既に内部留保が、例えば２カ年なら２カ年、マル年度で言ったら２５、２６ですよ。その中で  
内部留保がどのくらいあって、それで修繕引当金やら、それが幾らあって、その上でその他引当  
金がなんぼぐらいあるちゅう、数字が示されればより執行部の皆さん方もわかりよいんじゃない  
か思うわけです。

それで、その他引当金がどういうふうな中で、会計法上なちよるんかも私らわからんわけ  
です。じゃけえ、そこのところを聞きよるわけです。当然、協議としては、その内部留保について  
協議の点は、それは新しく契約、指定管理契約を結ぶときには当然してほしいわけです。ほじゃ  
が、今現、既にあるわけじゃけえ、その他分を含めて、ちょっと聞いちょきたいなど。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 繰越金の、前期繰越引当金が２４年度４８９万９、４３２円、  
２５年度は７５５万５、６９９円です。それで、積立金の引当金につきましては、児童入所数に  
より運営費は上下するが、常勤雇用や運用にかかる経費については、年間一定数以上の金額は必  
要となるため、別途積立金については項目を定めず、そのような全般的な運営経費について引き  
当てているということです。

処分の方法については、園の考え方は、その上記の名目によって使用するつもりであるという  
ことで、２６年度についてはその見込としては、引当金はもっと少なくなるという見込みが出て  
おります。（「３回目になる」と呼ぶ者あり）

○議員（４番 広田 清晴君） 例えば、７００万円ぐらいになりましたと。それが完全な繰越金  
じゃないわけでしょ。（「ちょっと、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午前10時35分休憩

.....  
午前10時37分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

暫時休憩します。

午前10時37分休憩

.....  
午前10時42分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。ほかに質疑ありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 本来なら、日良居保育所は直営ということになるかと思うんですけども、いろいろ事情があって指定管理ということでやっているとありますが、本来なら民間ができるところは民間がやらなきゃいけない。民間の保育所であれば、このような問題が起きてないと思うんです。そっち等で対応されるから。

今回、指定管理ということで、保育所がなじまないということなのでしょう。子供ちゅうか、児童が次の年何人そこに入ってくれるかどうかわからないので、それによって先生方の給料とかいろいろ変動がある。そのやりくりの中で、そういうやり方も出ているのではないかと思いますので、今後、検討して見ていただきたいと思います。（「何を検討する」と呼ぶ者あり）

じゃけえ、指定管理がいいのか、民間にできるものは民間、あるいは直営で（発言する者あり）対応できないというようなことであつたので、指定管理を大田さんのほうへお願いしたんじゃないかと思うんですけども。そういうことで、やっぱり何でもかんでも指定管理じゃなくして、やっぱり民間でそういうやりたいっていう方がおられれば、民間でやればいい問題じゃないかと思ひます。そういう問題は、今、園児がどんどん減っておりますので。

○議長（久保 雅己君） 失礼ですが、意見ですから町長、いいですか。

○町長（椎木 巧君） 今、今回の日良居保育園の場合については、建物自体が町の公の施設なので、指定管理しか、これを売却するかすることになれば、それはまさに民間型になると思ひます。ただ、保育園の施設自体が公の施設なので、直営か指定管理しかできないということになっておるわけですし、だから運営の中身についてはまさにその民間型だというふうに思っております。

だから、ただ先ほどから話が出ているように、民間と違うところは、例えば大規模の修繕なんかについては全て町がやるということですから、そこに対してそういうことが民間とは違って有利になって働いておって、それが内部留保になったのではないかというような御指摘だろうと思ひますので、そこらについては今回の、今回ちゅうか毎年度その指定管理料は園児の数によってはじかれますので、そのときに、きちんと内部留保があまり多くなならないような状況っていうのもきちんとチェックをしていきたいと思ひます。

それで、施設をこれを指定管理でいいのかどうかっていうのは、これは公の施設が既にあるわ

けですから、これを廃止して、そしてこの建物は売却してその民間に移すという方法はなかなか難しかったので、指定管理という制度をとったという経緯でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第47号周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時55分まで。

午前10時46分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

---

日程第9. 議案第48号

日程第10. 議案第49号

日程第11. 議案第50号

日程第12. 議案第51号

日程第13. 議案第52号

日程第14. 議案第53号

日程第15. 議案第54号

○議長（久保 雅己君） 日程第9、議案第48号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてから、日程第15、議案第54号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定についてまでの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第48号から議案第54号までについて、一括して補足説明をいたします。

現在、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例に定める7施設において通所介護事

業を実施しておりますが、この事業の実施につきましては、平成18年9月から社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人大島白壽會及び社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会に指定管理者として管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、要介護状態になった場合でも可能な限り居宅で自立した日常生活が営めるよう、デイサービスセンターで通所による日常動作訓練、入浴・給食サービス等を実施して閉じこもりを防止するとともに、心身機能の維持向上を図ることを目的として実施しているものです。

本案件の対象施設は、介護保険制度が導入される以前から、老人デイサービス事業所として、社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人大島白壽會及び旧4町の社会福祉協議会に公設民営として管理運営を委託し、さらには介護保険制度の開始に伴い、通所介護事業所となった経緯もございます。

このようなことから、長年にわたりサービス提供を行ってきた事業者が継続することで、高齢者にとって安心して利用できる施設となることに鑑み、社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人大島白壽會及び社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として、引き続き非公募により指定しようとするものでございます。

指定期間については、介護保険事業計画を3年ごとに見直すことから、その計画期間に合わせ3年とするものでございます。

なお、当該施設は介護保険施設であり、介護報酬で管理運営費を賄うことから、指定管理料はゼロ円となります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第48号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第49号デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第50号デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第51号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第52号デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第53号デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第54号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第48号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第48号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第49号デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第50号デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第51号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第52号デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第53号デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第54号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16. 議案第55号

## 日程第17. 議案第56号

○議長（久保 雅己君） 日程第16、議案第55号周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定についてから、日程第17、議案第56号周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第55号及び議案第56号について、一括して補足説明をいたします。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する和田苑、しらとり苑につきましては、毎年度1年間を指定期間として、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしております。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある者に対し、自炊施設のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託できとなっております。

このことから、本施設において、生きがい活動支援通所事業や指定通所介護事業を実施している社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として、引き続き非公募により1年間指定しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第55号周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これは、前から指定管理者とよく協議しなさいと言ってきたのが、いわゆる指定の期間についてであります。実際的には、先ほど補足説明で言われたように、前段部分、デイサービスについては介護保険適用の部分ということでありました。そして、この部分については、介護保険よりはほかの部分という解釈が1つあります。

それと、実際的には所管課のほうが、実際的にこれが単年度から3年に変更とかいう話は、事業者とはしてきたのかどうなのか。これを3年としたら問題が発生するのかどうなのか、その辺のところについての認識を聞いちゃきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 社会福祉協議会と協議いたしましたところ、単年度、1年で受けたいということです。異動等がありまして、その辺の人件費等が変わるということで、1年ということ希望されております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第56号周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第55号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第55号周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第56号周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18、議案第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第18、議案第1号平成27年度周防大島町一般会計予算を議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第1号平成27年度周防大島町一般会計予算について補足説明をいたします。

予算書及び事項別明細書につきましては、一般会計と特別会計で別冊となっております。一般会計の予算書を御用意お願いいたします。

それでは、一般会計予算の補足説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたし

ます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を140億8,300万円と定めております。対前年度比1.7%、2億4,200万円の減額予算となっております。

第2条、債務負担行為は、11ページ第2表のとおり、日良居保育所指定管理料について、平成28年度から29年度の限度額について、新たに債務負担行為の設定を行うものでございます。

第3条、地方債は、12ページの第3表のとおり、それぞれの事業実施に当たり起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、その限度額を12億5,110万円と定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を30億円と定めております。

第5条は、歳出予算の流用についてでございますけれども、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、同一款内における給料等の項間の流用と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、順を追って歳入歳出予算の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1款町税1項町民税は、5億2,457万5,000円を計上いたしました。前年度の調定見込みを踏まえ、対前年度比978万9,000円の減額計上でございます。

2項固定資産税は、経年減価等の影響から、前年度比581万9,000円の減、6億5,760万9,000円の計上でございます。

6ページの3項軽自動車税、4項たばこ税、5項入湯税につきましては、26年度の調定額を参考に積算計上しておりますが、軽自動車税につきましては税改正を考慮しており、今後、調整を行う予定でございます。

7ページの2款地方譲与税から8ページの8款地方特例交付金までは、いずれも26年度の決算見込みと地方財政見通しをもとに試算により計上しておりますが、6款地方消費税交付金につきましては、消費税率の引き上げの影響が全て見込まれることから、対前年度比45.5%、7,500万円の増額を見込んでおります。

9ページの9款地方交付税は、本町の特殊要因、前年度の決算見込みを考慮し、0.6%の80億4,000万円を計上しております。

内訳は、普通交付税が前年度から5,000万円減額の72億5,000万円、これは合併算定替え措置分が段階的に減額される初年度を迎えたことが主な要因でございます。特別交付税は、前年度と同額の7億9,000万円となっております。

なお、普通交付税から臨時財政対策債への振りかえ分の見込みを前年度から7,000万円減

額しており、臨時財政対策債を含めた広義の地方交付税は、対前年度比1.4%、1億2,000万円の減額となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、前年並みの300万円を計上いたしました。

11款分担金及び負担金2項負担金は、老人保護措置費負担金として2,926万4,000円、児童福祉費負担金、保育料でございますが、公立・私立を合わせ6,341万5,000円の計上が主なものでございます。児童福祉費負担金においては、引き続き保育所への同時入所の2人目以降を無料とし、保護者の負担軽減の取り組みを行っているところでございます。

10ページの12款使用料及び手数料のうち1項使用料は、町営駐車場、斎場、市民農園、中小企業従業員住宅、星野哲郎記念館、公営住宅等々、町内各施設の使用料の計上であり、13ページにありますように、総額1億6,521万2,000円となっております。

13ページの2項手数料は、戸籍、住民票等の発行手数料、ごみ処理手数料等を合わせて2,659万1,000円の計上でございます。

15ページ、13款国庫支出金の1項国庫負担金は、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、私立保育所運営費負担金、児童手当負担金、また福祉事務所関係経費の児童扶養手当負担金及び生活保護費負担金などの計上で、総額8億3,798万5,000円の計上でございます。

16ページの2項国庫補助金のうち1目総務費国庫補助金では、再編交付金2億2,700万円の計上のほか、離島活性化交付金94万5,000円、社会保障・税番号制度システム整備補助金の総務省分1,126万9,000円及び厚生労働省分251万9,000円の計上となっております。

なお、当初予算案の概要35ページに、再編交付金の充当事業を掲げております。

2目民生費国庫補助金は、引き続き、消費税率引き上げに伴う低所得者対策としての臨時福祉給付関係補助金を社会福祉費補助金に、また子育て世帯への影響緩和としての子育て世帯臨時特例給付関係経費を児童福祉費補助金へ、それぞれ計上しております。

3目衛生費国庫補助金は、合併浄化槽設置補助に係る循環型社会形成推進交付金、女性特有のがん検診に係る働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業補助金を、また4目農林水産業費国庫補助金は、海岸保全施設整備事業補助金1億1,000万円の計上でございます。

5目土木費国庫補助金は、町道三ツ松東線の道路改良事業のほか、道路橋梁の改良事業に係る活力創出基盤整備交付金1億927万円、公営住宅の屋根改修に係る公営住宅ストック総合改善事業交付金1,120万円の計上でございます。

17ページの6目消防費国庫補助金は、引き続き民間住宅耐震改修交付金等の計上でございます。

7目教育費国庫補助金は、防音事業関連維持費補助金のほか、就学奨励費補助金の計上が主なものでございます。

3項国庫委託金は、基礎年金等に係る事務委託金を計上しております。

18ページ、14款県支出金1項県負担金は、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、後期高齢者基盤安定負担金、私立保育所運営費負担金、児童手当負担金、生活保護費負担金等、総額4億4,883万3,000円の計上でございます。

19ページの2項県補助金のうち1目総務費県補助金は、前島のし尿収集運搬車整備に係る離島の定住・交流サポート事業補助金369万9,000円を新規に計上しております。

2目民生費県補助金では、福祉医療費補助金、国保負担軽減対策費助成事業補助金、児童クラブ運営に係る放課後子どもプラン推進事業補助金、延長保育推進事業補助金等が主なもので、総額1億2,319万4,000円の計上でございます。

20ページの3目衛生費県補助金は、広域水道出資債元利補給金4,140万4,000円、水価安定補助金2,125万7,000円、健康増進事業補助金259万5,000円の計上が主なものであり、総額6,701万8,000円となっております。

4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金では、中山間地域等直接支払交付金事業補助金、新規就農者確保事業補助金、需要対応型産地育成事業補助金が、水産業費補助金では、海岸保全施設整備事業補助金、水産物供給基盤機能保全事業補助金が主な計上で、前年度比1,819万5,000円減額の総額1億4,330万6,000円の計上となっております。

21ページ、5目商工費県補助金は、廃止路線代替バス運行事業補助金、生活バス路線対策事業補助金が主な計上でございます。

6目消防費県補助金は、住宅・建築物耐震化促進事業補助金の計上であります。

22ページ、7目教育費県補助金は、いじめ問題等対策推進体制整備事業補助金のほか、学校、家庭、地域の連携による教育支援活動促進事業補助金が主な計上でございます。

3項県委託金の1目総務費県委託金につきましては、県税徴収事務委託金、県議会議員選挙委託金、また国勢調査委託金の計上が主なものでございます。

23ページの4目農林水産業費県委託金は、県営農業基盤整備事業の耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業換地事務に係る委託金340万円を計上しております。

5目商工費県委託金は、片添ヶ浜海浜公園の指定管理料として2,934万6,000円の計上でございます。

24ページ、6目土木費県委託金は、水門、樋門の管理委託金の計上が主なものでございます。

7目消防費県委託金は、防災センターの指定管理料を2,704万円計上いたしました。

15款財産収入では、財産運用収入として土地及び建物の貸付収入、教員住宅家賃収入及び各

基金の利子収入を計上しております。

26ページの16款寄附金は、ふるさと寄附金300万円、星野哲郎スカラシップ寄附金100万円等の計上が主なものでございます。

17款繰入金は、財政調整基金1億8,963万3,000円、ちびっ子医療費助成事業基金1,837万3,000円、観光振興事業助成基金1,117万1,000円、福祉医療費一部負担金助成事業基金1,306万3,000円、ふるさと応援基金500万円、CATV加入促進事業基金500万円、外国語活動推進事業基金838万円を、それぞれ基金条例の目的に応じ取り崩すこととしております。まち・ひと・しごと創生基金は、このたびふるさと創生基金の名称を改めるもので、当初予算においては取り崩さないこととしております。

なお、各基金の平成27年度末における基金残高見込みは、当初予算案の概要の8ページに掲げてございます。

27ページの18款繰越金は、1,000万円の計上でございます。

28ページ、19款諸収入3項貸付金元利収入は、中小企業勤労者小口資金貸付金、住宅新築資金等貸付金、地域総合整備資金貸付金の元利または元金収入の計上でございます。

29ページ、4項雑入では、学校給食収入5,334万8,000円、雑入において、福祉医療費高額払戻金、有害鳥獣捕獲分担金、ごみ収集袋売上代金、片添ヶ浜施設使用料、指定管理者町納付金等に加えて、職員派遣に伴う後期高齢者広域連合職員給与等負担金を新規に計上し、総額1億9,192万5,000円の計上となっております。

33ページは、20款町債でございます。海岸保全施設整備事業の水産業債、し尿処理施設改修事業やかささ丸更新のための離島交通対策事業等の過疎債、橋総合支所建設事業、明新小学校改修のための学校施設改修整備事業、久賀公民館耐震改修事業等の合併特例債など、各種事業に充当するための町債に臨時財政対策債4億円を加え、総額12億5,110万円の計上であります。前年度比2億870万円、14.3%の減となっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

37ページをお願いいたします。1款1項1目議会費は、総額で1億1,220万7,000円の計上で、職員人件費並びに議員報酬、議会運営経費等が主なものでございます。

39ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員人件費は、特別職、一般職68名分の給料、各種手当、共済費のほか、退職手当組合負担金等を合わせまして、7億8,871万4,000円の計上でございます。

40ページの行政一般経費につきましては、6,119万3,000円の計上でございます。行政連絡員の報酬につきまして、1戸当たり1,800円から1,700円とすることとしておりま

す。また、マイナンバー制度導入及び不服審査制度改正の例規整備のための支援業務委託料や、職員のための機械類取扱講習会負担金を新規に計上しております。

4 2 ページの契約監理一般経費では、契約・工事管理システムの運用経費が主なものでございます。

4 3 ページ、橋庁舎整備事業費は、橋総合支所の倉庫、車庫の建設整備及び旧庁舎の解体が主なもので、新庁舎の開所式は平成 2 7 年 4 月 1 日に予定をしております。

2 目文書広報費のうち文書広報事業費は、広報誌作成経費、情報公開関係経費及びワンテーマディスカッションに係るものが主なものでございます。

4 4 ページ、情報通信施設管理経費は、防災行政無線維持管理経費が主なものでございますが、新年度には小泊地区に屋外拡声子局の新設を予定しております。

4 5 ページ、地域情報通信基盤整備推進事業では、主に周防大島町の行政情報の作成や、議会中継などを行う C A T V 情報チャンネル番組制作委託料及び C A T V 加入促進事業補助金等を計上しております。

3 目財政管理費、財政管理経費では、新地方公会計制度対応支援業務委託料 9 9 1 万 5, 0 0 0 円を新規に計上しております。これは、総務省より、統一的な基準による地方公会計の整備を平成 2 9 年度末までに求められており、平成 2 7 年度に固定資産台帳を整備しようとするものでございます。

4 6 ページ、5 目財産管理費、財産管理一般経費は、公共施設及び公用車の保険料等の計上のほか、指定管理を行っている施設の協定に基づき町が行うべきものなど、町有財産の緊急的な修繕費として 5 0 0 万円、工事請負費 1, 0 0 0 万円、備品購入費として 3 5 0 万円を引き続き一括して計上しております。

4 7 ページ、基金管理経費は、基金利息を積立金として基金に積み立てるもののほか、このたび学校教育施設整備基金設置条例に基づく積立金 1 1 6 万 6, 0 0 0 円を新規に計上しております。

4 8 ページ、6 目企画費、企画一般経費は、5, 5 7 7 万 8, 0 0 0 円の計上でございます。ここでは、主に総合計画及び男女共同参画プランの見直し策定のための経費及び旧田布施農高大島分校跡地利用に係る経費として、光熱水費、草刈り等の業務や浄化槽維持管理委託料のほか、進入路のボックスカルバート敷設や看板設置の工事請負費等を計上しております。

また、負担金、補助及び交付金において、引き続き、定住促進対策事業補助金、周防大島高校を支援する会補助金、起業教育研究センター補助金及び移住者向け空き家バンク登録推進事業補助金を計上しております。

周防大島高校を支援する会補助金は、周防大島高校の入学希望者が減少している現状から、寮

費等の一部助成など教育活動を支援し、学校の魅力化を図る事業を助成するものでございますが、平成27年度におきましては、寮費助成対象生徒が増えることが見込まれ、事業費が増額となっております。

起業教育研究センター補助金は、大島商船高等専門学校が従前から起業家養成として取り組んできた島スクエアの発展型として起業教育研究センターを設立し、引き続き起業家養成等を行っているもので、平成26年度から、田布施町、平生町、上関町の参画を得ているところでございます。

移住者向け空き家バンク登録推進事業補助金は、平成26年度からの取り組みでございますが、移住者支援の課題である「住」の確保対策として、空き家の改修または家財の処分費用を助成するものでございます。

50ページのふるさと応援事業は、ふるさと寄附金を財源としたふるさと応援基金を活用する事業で、防災カメラ設置負担金500万4,000円を計上しております。これは、町内4カ所の県水位計が設置されている河川に防災カメラを設置し、いつでも防災担当部署が状況を把握することで、避難勧告や避難指示を早急かつ適切に判断できる環境を整えようとするもので、ふるさと寄附金を活用させていただくために、ここに計上するものでございます。また、基金への積立金を300万円を見込んでおります。

51ページ、海域保全管理事業は、ニホンアワサンゴ群生地の周辺海域の保全と資源活用のため、協議会へ補助金102万円の計上でございます。協議会では、アクションプログラムの取り組みとして、エコツアーの開催等を予定しております。

7目支所・出張所費では、1億241万5,000円を計上しております。各庁舎の維持管理のほか、工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金により、防災減災対策を初め、地域住民からの要望に迅速に対応しようとするものであります。また、各出張所経費には、非常勤嘱託員の報酬、施設の維持管理経費を計上いたしております。

58ページの8目電子計算費では、各庁舎を結ぶLANシステムの通信運搬費、電算システムの保守料及び借上料等の計上が主なものでございますが、新たに社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますが、このシステム整備の委託料や、マイナンバー制度対応に向けた新住民情報系システム整備による保守委託料のほか、事務機器借上料の大幅増額のため、その総額は前年度から8,204万2,000円増の1億8,744万5,000円の計上となっております。

60ページの9目地域振興費、地域づくり推進事業は、自治会振興奨励金、地域づくり活動支援事業補助金、地域おこし協力隊経費の計上が主なものでございます。地域おこし協力隊員は2名に増員し、地域力の掘り起こしに活躍を期待するものでございます。

61ページの町人会経費は、各地区の町人会への参加経費でございます。

10目交通安全対策費につきましては、交通安全に係る啓発経費、交通安全対策協議会、交通事故相談所、交通安全協会への負担金の計上でございます。

62ページ、11目諸費は、504万円の計上でございます。県市町総合事務組合を初めとする各種団体への負担金が主なものでございます。

63ページからは、2項徴税费でございます。1目税務総務費の税務一般経費は、610万9,000円の計上でございます。償還金450万円が主なものでございます。

65ページの2目賦課徴収費は、納税通知書の印刷経費及び郵送経費のほか、滞納整理に係る経費の計上でございます。

66ページの3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般経費につきましては、戸籍総合システム等の保守並びに借上料の計上ではありますが、マイナンバー制度に対応するため、タッチパネル内臓液晶ディスプレイに係る住基ネットシステムリース料が増額となっております。

68ページの4項選挙費でございます。1目選挙管理委員会経費は、選挙管理委員の報酬等の計上となっております。

2目県議会議員選挙経費は、4月3日告示、4月12日執行予定の県議会議員選挙に要する経費2,022万1,000円の計上でございます。

70ページ、5項統計調査費は、国勢調査のほか、農林業センサス、経済センサス等を行うものであります。国勢調査は本調査の年となりますので、前年度比994万7,000円増の1,536万5,000円の計上となっております。

71ページの6項監査委員費は、監査委員報酬のほか、111万9,000円の計上でございます。

続いて、3款民生費でございます。72ページをお願いいたします。

まず、1項社会福祉費でございます。1目社会福祉総務費におきまして、社会福祉総務一般経費では、主に町社会福祉協議会への補助金5,295万1,000円を含む6,455万8,000円を計上いたしました。

福祉タクシー利用助成は、761万6,000円の計上となっております。

73ページの民生委員児童委員会経費は、民生委員、児童委員の活動費として、1,569万4,000円を計上しております。

74ページ、福祉医療事業は、1億4,941万8,000円の計上でございます。福祉医療費一部負担金助成事業基金を一部充当しての予算計上でございます。

ちびっ子医療費助成事業は、1,857万6,000円を計上いたしました。小学校以下の全ての子供の医療費を無料化するものでございます。財源は、福祉医療費一部負担金助成事業基金と

同様に、再編交付金を活用したちびっ子医療費助成事業基金でございます。

75ページの福祉センター運営経費は、久賀福祉センターの管理運営経費589万3,000円の計上でございます。

76ページの社会福祉施設整備事業経費は、1,032万2,000円の計上でございます。平成26年度に、やまびこ苑に係る町の債務負担分が終了し、施設の借地料が主なものでございますが、このたびはデイサービスセンター福寿苑の昇降式介護浴槽の備品購入費707万4,000円を計上いたしております。

77ページ、臨時福祉給付金事業は、5,170万円の計上でございます。引き続き、消費税引き上げに伴う影響緩和措置として、低所得者に与える負担を考慮して行うもので、給付対象者1人につき6,000円を給付するものでございます。

78ページ、生活困窮者自立支援事業は、主に生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援員を配置する経費の新規計上でございますが、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当額を給付する住居確保給付金についても組み替え計上いたしております。

79ページの2目障害福祉費の障害福祉一般経費につきましては、町外の就労訓練事業所へ通うために要する交通費を助成する障害者就労訓練施設通所交通費助成事業が主なものでございます。

80ページの障害者地域生活支援事業は1,877万3,000円を計上し、障害者への訪問入浴サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業等の委託、また日常生活用具給付事業、自動車改造助成事業及び自動車運転免許取得費助成事業として扶助するものでございます。

81ページの障害者自立支援給付費事業は、4億6,512万7,000円の計上でございます。負担金、補助及び交付金において、障害者に対する在宅でのサービスや施設への入所、通所に要する介護給付費、訓練等給付費が主なもので、4億3,994万1,000円の計上となっております。

障害者区分認定等事業は、介護保険と同様に、障害者もその程度を認定する経費として、審査会委員の報酬等の計上でございます。

82ページ、更生医療事業は3,130万1,000円の計上でございます。

特別障害者手当等給付事業は、福祉事務所設置に伴うもので、特別障害者手当及び障害児福祉手当をそれぞれ扶助費として計上しております。

障害児施設給付費事業は2,366万円の計上でございますが、障害児通所給付費が、放課後等デイサービス事業の利用者増の影響から、前年度比581万3,000円の増額となっております。

83ページ、療養介護医療事業は、障害者自立支援給付費事業からの組み替えで、800万4,000円の計上でございます。

84ページ、3目老人福祉費、老人福祉一般経費は、負担金、補助及び交付金において、全国健康福祉祭やまぐち大会、ねんりんピックでございますが、この開催事業補助金495万7,000円を計上しております。本年10月に、本町ではアーチェリー大会の開催を予定しており、その歓迎や大会開催のための経費として、実行委員会へ補助するものでございます。はり・きゅう等施術助成事業、寝たきり老人等紙おむつ助成事業も、引き続き実施することとしております。

85ページの老人福祉事業は、高齢者生活福祉センターしらとり苑及び和田苑の指定管理料及び養護老人ホームの入所に対する老人保護措置費の計上でございます。

敬老会事業は、70歳以上の方を対象に実施いたします敬老会の経費の計上でございます。

介護予防・地域支え合い事業（補助）につきましては、単位老人クラブへの補助金及び老人クラブ連合会が実施する健康づくり事業等、老人クラブへの補助金であります。

86ページの介護予防・地域支え合い事業（単独）分でございますが、町が単独事業として取り組む事業に係る予算で、2,648万円の計上でございます。食の自立支援事業、生きがい活動支援通所事業、緊急通報システム事業、老人クラブに対する高齢者の地域活動等事業補助を実施するものでございます。

県後期高齢者医療広域連合事業は、前年度比1,254万6,000円減の4億2,269万5,000円を計上しております。医療給付費の一部を負担する後期高齢者医療給付費等負担金は、4億2,098万2,000円の計上でございます。

87ページ、4目国民年金費、国民年金一般経費は14万4,000円を計上し、国民年金の受け付け業務等を行うものでございます。

88ページの5目介護保険対策費、介護保険対策事業では、平成27年度からの制度改正及びマイナンバー制度に対応するため、介護保険システム改修委託料1,963万5,000円を計上しております。

介護予防一般経費は、公用車管理経費及び周防大島町認知症を支える会補助金とその主なものでございます。

89ページの2項児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費のうち児童福祉総務一般経費では、保育所英語講師派遣事業として、講師への報償費等が主な計上でございます。なお、保育所英語講師派遣事業は、平成25年度からの実施であり、本年度も引き続き各保育所年間24回の開催を予定しております。

91ページの児童福祉事業は、町内児童クラブの運営委託料、子育て支援センターを運営委託

する地域子育て支援拠点事業委託料及び母親クラブへの助成金の計上でございます。児童クラブ事業は、放課後児童支援員等の2名配置の義務づけにより、前年度比263万6,000円の増額となっております。

児童公園等管理経費は、町内10カ所の児童公園の維持管理経費の計上でございます。

92ページ、児童館運営経費は、311万円の計上でございます。

93ページ、家庭児童相談援助事業は、福祉事務所の設置に伴う事業で、家庭児童相談室に配置する家庭相談員に要する経費が主なものでございます。

子育て世帯臨時特例給付金事業は、臨時福祉給付金と同様に引き続き実施するもので、児童手当の対象児童1人当たり3,000円を給付しようとするものでございます。給付金429万円のほか、事務費の計上となっております。

94ページ、2目児童措置費の児童手当事業は、児童手当の給付に要する事務費と給付費、合わせて1億3,805万4,000円の計上でございます。3歳未満児には月額1万5,000円、3歳以上小学校終了前までは月額1万円で、第3子以降は月額1万5,000円、中学生は月額1万円、所得制限以上の世帯では月額5,000円となっております。

3目母子福祉費は、福祉事務所設置に伴う事業で、6,566万1,000円の計上となっております。児童扶養手当事業は、ひとり親世帯等の養育支援で、児童扶養手当の扶助費5,957万7,000円が主なものでございます。

95ページ、母子家庭等自立支援給付金事業は、母子家庭の自立のための就業支援を行うもので、扶助費260万円の計上でございます。

母子・父子自立支援相談事業は、母子・父子自立支援に係る相談事業を実施するもので、母子・父子自立支援員への報酬が主なものとなっております。

96ページ、母子生活支援施設措置委託事業は、心身と生活を安定させるため、母子生活支援施設へ入所措置をとった場合の施設への支弁経費の計上でございます。

4目保育所費は、町内3カ所の町立保育所の運営費として、人件費のほか1億4,509万8,000円の計上でございます。

なお、99ページ、日良居保育所運営経費につきましては、指定管理制度により運営しておりますので指定管理料4,895万6,000円を計上しております。

また、平成28年度から29年度の債務負担行為の設定についてもお願いをしているところでございます。

5目保育所運営費は、私立保育所運営委託料、延長保育促進事業、保育士等処遇改善臨時特例事業交付金等の計上で、総額で4億3,375万4,000円、前年度比1,077万8,000円の増額計上となっております。

100ページ、3項生活保護費は、福祉事務所設置に伴う事業の計上でございます。

1目生活保護総務費では、生活保護等関係事務に要する職員人件費4,855万5,000円、事務経費として生活保護総務一般経費359万6,000円を計上しております。生活保護総務一般経費は、嘱託医への報酬、システムの保守管理業務委託料が主なものでございます。

102ページの2目扶助費は、生活保護費関係の扶助費3億9,494万円の計上で、前年度比223万9,000円の減額計上となっております。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費でございます。1目保健衛生費総務費のうち、103ページ、保健総務一般経費では、町民健康福祉大会の開催経費を引き続き計上しております。住民の健康・福祉、介護への意識をさらに高めていただくため、本年度は防災センターを会場に実施することとしております。

また、「ちょび塩でおいしく元気に！」をキャッチフレーズに、減塩運動を重点的に取り組む健康増進計画推進事業経費についても、この事業に計上をしております。

104ページの母子保健事業でございます。

妊婦一般健診等の健診事業に加え、就学前児童の言語理解力や社会性などの確認を通じて、集団行動や社会生活の中での支障となる発達の偏りを発見し、育児支援を行おうとする5歳児発達健診・発達相談につきましても、引き続き実施することとしております。

106ページの救急医療体制事業は、1,535万9,000円を計上し、町内の一次救急である休日医療体制及び二次救急である柳井広域圏の救急医療体制の確立を図るものでございます。また、救急告示病院である周東総合病院へ運営費負担金333万5,000円は引き続きの計上でございます。特別交付税において措置される予定でございます。

しまとびあスカイセンターの管理経費は、1,909万1,000円の計上でございますが、空調設備を改装するため、工事請負費1,393万2,000円を計上しております。

日良居庁舎管理経費は、庁舎の維持管理に係る経費で、新規に計上するものでございます。

108ページ、2目予防費、健康増進事業は、要保護者の健康診査、節目検診としての骨粗しょう症、歯周病疾患検診及び肝炎ウイルス検診を実施する経費として、389万4,000円の計上でございます。

検診事業は、2,480万2,000円の計上でございます。大腸がんのがん検診推進事業のほか、前立腺がんや脳ドック検診の経費を計上しております。

また、子宮がん、乳がん検診を、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業とし、受診率の向上に努めております。

簡易脳ドック健診は、町独自の取り組みではありますが、40歳から60歳までの5歳刻みの節目到達者を対象に受診料を助成し、脳梗塞を初めとする脳疾患の早期発見を目指すものでござい

ます。

健康づくりの意識を高めることにより、健診受診率を高め、病気の早期発見に努めたいと思っております。

109ページ、予防接種事業では、小児に対する四種混合、不活化ポリオ、日本脳炎などのほか、子宮頸がん、小児用肺炎球菌ワクチン、高齢者のインフルエンザ、さらに妊婦が風しんにかかるると先天性風しん症候群を持った乳児が生まれる可能性があることから、成人への風しん予防接種等、接種経費についても引き続き計上しております。

また、3歳未満の水痘ワクチン、65歳から5歳ごとの節目を対象とする成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種についても新たに計上しているところでございます。

110ページ、3目環境衛生総務費、環境衛生総務一般経費では、委託料において公衆トイレの設計業務181万円7,000円を計上しております。

112ページ、簡易水道対策事業は、柳井地域広域水道企業団への補助金及び出資金の計上で、前年度から566万8,000円減の1,680万4,000円の計上でございます。

合併浄化槽設置事業は、2,207万4,000円を計上し、引き続き合併浄化槽設置に対し補助を行うものでございます。

4目火葬場費、火葬場等管理経費は3,082万7,000円を計上し、町内の斎場の管理運営を行うものでございます。

114ページからは、2項清掃費でございます。

1目清掃総務費、久賀東庁舎維持管理事業は、久賀東庁舎の維持管理経費330万8,000円の計上でございます。

115ページ、2目じん芥処理費のうち、じん芥処理経費は主に廃棄物収集のための経費として9,160万円の計上でございますが、備品購入費において、じん芥運搬車の購入を予定しております。

116ページ、じん芥処理施設管理経費は、清掃センターの維持管理経費として1億4,974万1,000円の計上でございます。施設の長寿命化を図るため、修繕費5,556万9,000円、施設の運転管理の委託料4,674万7,000円が主なものでございます。

118ページの不燃物処理施設管理経費は、環境センターの維持管理を行うため4,062万円を計上しております。

119ページの3目し尿処理費、し尿処理経費は、情島、前島、笠佐島のそれぞれ離島におけるし尿処理施設維持管理等の経費の計上でございますが、前島のし尿収集運搬車更新のための備品購入費739万8,000円を新規に計上しております。

120ページ、し尿処理施設管理経費の1億1,543万2,000円は、衛生センターの維持

管理経費でございます。清掃センターと同様に、施設の運転管理の外部委託により効率的な運営を図るとともに、施設の延命化を図るために修繕費2,571万円を計上しております。また、工事請負費に2,505万6,000円は、ばっ気ブロワーの更新工事を行うものでございます。

121ページからは、5款農林水産業費でございます。

1項農業費1目農業委員会費、農業委員会一般経費は、農業委員の報酬及び委員会の運営経費でございます。農地の利用状況調査や農家台帳整理のための賃金を計上しております。

124ページの3目農業振興費の農業振興対策一般経費は、主にルーラルフェスタの事業負担金、生改連協議会補助金の計上でございます。

125ページの担い手総合支援事業は、2,839万8,000円の計上でございます。

委託料の大島農業担い手就農支援事業は、新規就農者の研修支援として、研修者をJA山口大島に大島柑橘支援員として雇い入れていただき、農業協同組合の業務の中で研修を行おうとするもので、2名分240万円の計上でございます。

負担金、補助及び交付金においては、担い手育成総合支援協議会への交付金のほか、新規就農者への支援として、就農準備型では国からの補助金の上乗せ分、月額2万5,000円を、営農開始型には経営安定のため、月額12万5,000円を給付し、また就農準備型対象者研修対応のため、指導農家についても補助を行う経費をそれぞれ計上いたしております。

特産対策事業では、3,753万1,000円を計上し、主に本町の基幹産業である柑橘栽培等を支援することとしており、有害虫発生防止のための伐採や薬剤の助成、また栽培管理施設整備を行う需要対応型産地育成事業を引き続き実施する予定でございます。

鳥獣被害防止施設等整備事業補助金は、イノシシの被害対策として設置する防護柵等の購入費を助成するものでありますが、新たに、面積要件を撤廃し実施することとしております。

また、需要対応型産地育成事業補助金には、ハウス施設導入に取り組む農業者の負担を軽減するハウス施設導入モデル支援事業補助金を新規に設けることとしております。

126ページの中山間地域等直接支払事業は、1,410万8,000円の計上で、33地区の集落協定地区を対象にした予算計上でございます。

127ページ、橘地区農産物加工センター管理運営経費から、128ページの産地形成促進施設管理運営経費までは、各農産物加工施設への維持管理経費であります。

農園施設管理経費は、市民農園施設の維持管理経費でございます。

129ページ、大島地区農産物加工センター管理運営経費は、旧田布施農高大島分校の施設を改修整備した農産物加工施設の管理運営経費57万5,000円の計上でございます。

130ページ、耕作放棄地解消支援事業は、県営耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業の組織づくり等、事業推進に要する事務的な経費の計上でございます。

農地中間管理機構事業は、農業の担い手の経営規模拡大や農用地の集積・集約化、新たな農業経営参入を効率的に促進するため、県において設置される農地中間管理機構の業務の一部を受託実施するもので、賃金と協力金が主なものでございます。

4目畜産業費は、東部地区家畜診療所運営への負担金が主なものでございます。

131ページ、5目農地費の農地一般管理経費は、1,429万円の計上でございますが、住民からの要望に対応する工事請負費700万円が主なものでございます。

133ページの排水施設管理事業は、農林課所管の町内の排水施設の管理を行うものでございますが、土居排水機場主ポンプの除じん施設の修繕が主なものでございます。

単県農山漁村整備事業は、土居地区の危険ため池の改修を新規に行うもので、600万3,000円の計上でございます。

134ページ、県営農業基盤整備事業は、中山間地域総合整備事業、農道保全対策事業、耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業として、県が行う事業の負担金計上が主なもので、総額9,025万3,000円の計上となっております。

広域農道管理事業は、296万8,000円の計上でございます。県から委譲を受けた広域営農団地農道の維持管理経費の計上で、主にトンネルの維持管理経費でございます。

135ページ、多面的機能支払事業は、農業や農村が有する水源関与などの多面的な機能の維持、発揮に努める地域の協働活動を支援する新規事業で372万4,000円の計上でございます。

6目水田営農費は、経営所得安定対策推進事業として、71万5,000円の計上で、主に現地確認等に要する経費及び周防大島地域農業再生協議会に対する事務費の補助を計上するものでございます。

7目農村環境改善センター費は、蒲野、沖浦、油田、白木の各農村環境改善センターの管理経費で1,654万6,000円の計上でございます。

139ページ、2項林業費1目林業総務費では、140ページ、有害鳥獣捕獲事業におきまして、タヌキ、イノシシ等の有害鳥獣を捕獲するための委託料等1,040万円のほか、総額1,309万2,000円の計上でございます。

142ページからは、3項水産業費となります。

143ページの2目水産業振興費、水産振興対策事業は、4,008万7,000円の計上でございます。ナルトビエイの有害生物駆除調査事業委託料109万1,000円の計上のほか、負担金、補助、交付金では、浮島地区地下燃油タンク増設工事や、和田漁港巻き上げ施設ウインチ改良工事のほか、合計15件に対する漁業経営構造改善事業補助金2,108万5,000円、漁業担い手育成支援のためのニューフィッシャー確保育成推進事業補助金1,240万円の計上が

主なものでございます。

144ページ、単県農山漁村整備事業（水産振興）140万8,000円の計上は、タコ産卵施設整備を行うものでございます。

種苗放流育成事業は、840万6,000円を計上し、種苗放流に係る種苗購入経費を漁協へ補助、交付するものでございます。

145ページ、漁具倉庫管理経費は、漁具倉庫の維持管理に要する経費53万3,000円の計上でございます。

漁場清掃事業は、単県農山漁村整備事業補助金及び海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海底の清掃や収集した廃棄物の運搬処理を行うもので441万円の計上でございます。

魚礁設置事業は、水域環境保全創造事業補助金により魚礁設置事業を行うもので、1,050万円の計上でございます。

146ページ、3目漁港管理費は、2億1,294万1,000円を計上し、町内各漁港施設の維持管理を行うものでございます。

委託料においては、再編交付金による日良居漁港・棕野漁港陸閘整備のための測量・設計委託料2,000万円、漁港漁場機能高度化保全計画策定を行うための業務委託料7,030万円を計上しております。漁港漁場機能高度化保全計画策定は、漁港施設の老朽化が進み、大規模な保全改修の必要が見込まれることから、計画を策定し、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図ろうとするもので、このたびは、森野、和田、白木漁港を予定しております。

漁港施設の補修、改修のための工事請負費につきましては、機能保全計画に基づく改修工事費1,020万円、再編交付金による陸閘整備工事2,000万円を含む1億1,130万円を計上しております。

147ページの4目海岸保全事業は、人件費も含めて、2億4,251万1,000円を計上し、外入地区、和田地区、小泊地区、志佐地区、安高地区の離岸堤等の改修をを行おうとするものでございます。

148ページからは、6款商工費でございます。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。13時まで。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒川議員より早退の通告がありましたので、お知らせいたします。

奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） それでは、引き続き議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事項別明細書の148ページをお願いいたします。6款の商工費でございます。

150ページになります。1項商工費2目商工業振興費、商工振興事業は、周防大島町商工会への商工振興事業補助金968万5,000円、商工業者に対する利子補給等の補助金のほか、引き続き地域資源活用新ビジネス応援事業補助金150万円を計上しております。この事業は、農林水産物の特産品開発や地域に潜在する資源を新たな地域ビジネスにしていこうとする活動を個人やグループから公募し、支援を行おうとするものであります。

151ページの交通対策事業は、負担金・補助及び交付金において、生活交通路線維持負担金1,735万3,000円、自治会が設置するバス待合所設置に係る補助金32万円の計上が主なものでございます。

委託料において、路線バス等代替運行委託料422万7,000円を新規に計上しております。これは油田トンネル補修工事の実施により、油宇、伊保田間の路線バスが運行できない予定であり、油宇地区への交通手段確保のため代替車両運行委託料の計上でございます。

152ページ、廃止バス路線代替運行事業は、奥畑線に係る生活バス路線対策補助金790万8,000円の計上でございます。離島交通対策経費は4,122万1,000円の計上でございます。笠佐航路の運航経費でございますが、平成27年度において、新造船建造のための工事請負費3,416万5,000円を計上しております。

153ページ、ウインドパーク管理運営経費は819万6,000円を計上し、ウインドパークの管理運営を行うものでございます。

154ページの竜崎温泉管理運営経費は2,158万1,000円の計上でございますが、指定管理の委託料1,640万円が主なものでございます。

ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費は5,774万6,000円の計上でございます。指定管理料833万8,000円に加え、水道管敷設替工事、宿泊棟等の外装工事、トイレの洋式化改修に係る測量設計管理業務委託料及び工事請負費を計上いたしております。

156ページの中小企業従業員住宅管理経費は、工事請負費に129万6,000円を計上し、沖家室住宅の外壁塗装を予定しております。

3目観光費のうち観光一般経費は、委託料において、大島大橋入り口の観光看板設置設計業務等265万9,000円及び道の駅サザンセットとうわ改修のための基本構想策定業務105万3,000円のほか、東和地区陸奥野営場、陸奥記念館及びなぎさ水族館の3施設並びにサンスポーツランド片添、片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び青少年旅行村の3施設に係る指定管理料を1,162万3,000円計上するとともに、工事請負費には道の駅サザンセットとうわの事務室等空調設備の更新工事、陸奥記念館トイレ改修工事など928万3,000円を計上しております。

負担金補助及び交付金では、観光協会補助金2,301万3,000円、観光振興事業補助金543万円のほか、昨年に引き続き、サイクリングイベント「サザンセト・ロングライド」を開催するためのスポーツ観光誘致事業補助金160万円を計上しております。また、6月には、広島マラニック倶楽部主催のマラソンイベント、「第1回周防大島スーパーマラニック」の開催も予定されております。

158ページの体験交流型観光推進事業は、619万8,000円の予算計上でございます。体験型修学旅行の誘致など体験交流型観光を推進するものでございますが、平成27年度は今現在23校、約3,800名の受け入れを予定しております。

公園等管理経費につきましては、ビー玉海岸や屋代ダム公園等の管理経費のほか、町が県から指定管理者として指定をされております片添ヶ浜海浜公園について、一般社団法人東和ふるさとセンターへ再委託することとして、その委託料を計上しております。

160ページ、ふるさと館管理運営経費は83万2,000円の計上でございますが、トイレの洋式化工事とその主なものでございます。

161ページ、星野哲郎記念館管理運営経費は、維持管理経費として1,637万2,000円の計上となっております。工事請負費では、星野劇場の制御装置の更新を予定しております。

162ページから7款土木費となります。

1項土木管理費1目土木総務費の土木総務一般経費では、委託料に若者定住住宅調査業務49万7,000円を計上し、移住者も含め、若者が定住する住宅地確保のための適地調査を実施することとしております。

続きまして、164ページの2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費につきましては、町道維持管理に係る賃金、測量設計委託料、工事請負費、工事原材料費などのほか、道路拡幅のための土地購入費や物件補償費の計上でございます。工事請負費は、6,110万円を計上し、住民生活に密着した生活道等の整備に当たるものでございます。

また、165ページ、街灯管理事業では、街灯の補修や新設の経費もあわせて計上しております。

2目道路新設改良費の道路新設改良事業におきましては、道路新設改良のための委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金など前年度比2,474万5,000円増の総額2億2,350万9,000円の計上でございます。

避難道路に視点を置いた町道三ツ松東線道路改良事業や東屋代地区の町道田中西線道路改良工事のほか、老朽化している秋地区の秋橋、日見地区の塩町浜橋の改修工事についても取り組むこととしております。また、道路法の改正により義務づけられた道路附属物や法面、橋梁の点検業務の委託料2,900万円を新規に計上しております。

166ページ、県事業負担金（道路等）でございます。これは大島環状線のほか道路改良に係る負担金として485万円を計上しております。

167ページ、3項河川費では、1目河川管理費、河川施設管理経費に364万7,000円を計上いたしましたが、水門、陸閘の管理経費が主なものでございます。

2目河川建設費の河川整備事業は、1,573万1,000円の計上でございますが、河川の浚渫や支障木伐採等の工事請負費が主なものでございます。

県事業負担金（河川）では、自然災害防止事業、急傾斜地崩壊対策事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業の県事業負担金として2,390万円の計上でございます。

168ページ、4項港湾費のうち1目港湾管理費は、各港湾の樋門、ポンプの管理委託料が主なもので、1,039万1,000円の計上でございます。

2目港湾建設費、県事業負担金は、港整備交付金事業などの県事業負担金として6,148万円を計上しております。

169ページ、5項都市計画費1目都市計画総務費は、片添地区に係る県事業負担金60万円が主なものでございます。

次に、6項住宅費でございます。

1目住宅管理費、公営住宅一般管理経費は、公営住宅の維持管理のための経費を計上するほか、工事請負費において2,705万3,000円を計上し、小田住宅及び日良居住宅の住宅屋根防水改修工事を行うとともに、中塚、真宮、庄南住宅の空き家解体工事をそれぞれ実施する予定でございます。

続いて171ページ、8款消防費でございます。

1項消防費1目常備消防経費は、柳井地区広域消防組合への負担金3億85万6,000円の計上でございます。

2目非常備消防費、非常備消防経費では、消防団員に対する報酬及び出動手当、消防団員補償等組合への負担金のほか、可搬消防ポンプ4台の更新と消火栓ホース格納庫購入のための備品購入費811万円を計上しております。

173ページ、3目消防施設費では213万1,000円の計上でございますが、工事請負費160万3,000円は、西三蒲地区消火栓新設工事のほか、消防機庫の改修等が主なものでございます。

4目災害対策費のうち災害対策費は、1,604万5,000円を計上いたしました。

まず、委託料に、地域防災計画の見直しを行うための業務委託料645万円を計上いたしました。平成18年度に、この地域防災計画は策定をされておりますが、新たな災害想定も反映したものに見直すためのものでございます。

また、本年度も引き続き、木造住宅の耐震診断の委託料及びこれに係る耐震改修の補助金 300 万円のほか、自主防災組織のより充実を図るため、自主防災組織等防災訓練補助金 60 万円及び自主防災組織防災資機材整備補助金 150 万円をそれぞれ計上しております。

加えまして、平成 27 年度の山口県総合防災訓練が柳井地区において実施される予定であり、実行委員会負担金 14 万円を新規に計上しております。

175 ページの防災センター運営費は、県からの指定管理を受け、大島防災センターの管理運営を行うものであり、2,733 万 9,000 円を計上しております。

177 ページからは、9 款教育費でございます。

1 項教育総務費 2 目事務局費のうち 180 ページをお願いいたします。学校教育経費において、6,895 万 5,000 円の予算計上でございます。賃金におきましては、町内 9 校に 17 名を配置する特別支援教育支援員の賃金 1,554 万 4,000 円、不登校児童生徒を受け入れ、登校に向けた支援を行うための適応指導教室支援員の賃金 218 万 5,000 円のほか、学校図書館の活用の充実を図る読書活動推進員やコミュニティースクール事業のスーパーバイザーの賃金を計上しております。

備品購入費 1,790 万 1,000 円は、ICT 教育推進事業として、モデル小学校 1 校、中学校 5 校に配置するタブレット型の情報端末やプロジェクター型電子黒板などを購入するものでございます。これは、これまでの「学びのイノベーション事業」からの展開として、子供たちの情報活用能力育成を図るとともに、少人数の特色を生かした授業改善も目指しており、再編交付金を財源に実施するものであります。他の小学校についても、平成 28 年度に整備を予定しております。

また、いじめや不登校など学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉に関する専門知識を持ったスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校、児童生徒、保護者に対し相談や指導を行うスクールソーシャルワーカー派遣事業に係る経費も引き続き計上しております。

181 ページ、学校統合推進経費は、平成 27 年度において中学校統合に係る町民意識調査を実施するため、調査業務を委託する経費の計上でございます。

外国青年英語指導事業は、主に ALT 2 名による英語指導授業に係る経費の計上ではありますが、さらに小学生のイングリッシュ・デイキャンプや、小学校への英語講師派遣を実施することとして、講師への報償費を 17 万円、また小学校が学校教育の中で英語教育に取り組むグローバル教育推進事業補助金について、3 校分 45 万円を新規に計上いたしております。

次に、182 ページ、2 項小学校費でございます。1 目学校管理費の小学校管理事務局経費は、町内 11 小学校の光熱水費、電話料などの通信運搬費、学校警備などの委託料、借地料などの計上でございますが、委託料において、明新小学校の大規模改修、島中及び安下庄小学校講堂の非

構造部材落下防止対策、明新小学校及び森野小学校の空調設備整備の設計・監理業務の委託料1,493万7,000円を、また工事請負費において、明新小学校の外構工事を含む改修の工事請負費7,983万円を計上しているところでございます。

183ページ、小学校事務局経費は、学校医の報酬、各種健診等で668万5,000円の計上でございます。

184ページ、スクールバス管理運営経費は、スクールバスの管理運営をするための経費4,806万4,000円の計上でございます。

185ページ、久賀小学校経費から193ページの安下庄小学校経費までは、11小学校の運営に係る学校用務員の賃金、軽微な修繕費等の計上でございます。

193ページの2目教育振興費、小学校教育振興一般経費では、小学校の教科書が改訂され、4月から改訂後の教科書を使用することとなり、教師用指導書購入のための備品購入費1,005万7,000円を新規に計上しております。

194ページ、久賀小学校教育振興経費から200ページの安下庄小学校教育振興経費では、各小学校の教材備品購入などに係る経費の計上でございます。

次、201ページからは3項の中学校費でございます。

1目学校管理費、中学校管理事務局経費は2,514万5,000円を計上しております。光熱水費、借地料などの管理経費が主なものでございますが、委託料において、久賀中学校講堂の非構造部材落下防止対策のための設計業務委託料135万円を新規に計上しております。

中学校事務局経費は、学校医の報酬、各種健診、遠距離通学補助が主なものでございます。

202ページ、久賀中学校経費から205ページの安下庄中学校経費までは、町内5中学校の管理経費の計上でございます。

206ページ、2目教育振興費、中学校教育振興一般経費は1,261万3,000円の計上となっております。県体等派遣補助金、中高一貫教育補助金、就学援助費等の計上でございます。

久賀中学校教育振興経費から209ページ安下庄中学校教育振興経費までは、各中学校の教育振興経費で教材備品購入経費などを計上しております。

次に、4項の社会教育費でございます。210ページをお願いいたします。

1目社会教育総務費、社会教育振興経費では、社会教育課及び各公民館で雇用する臨時職員の賃金591万円、スポーツ・文化等の全国大会への参加者を激励するための報償費50万円のほか、ことしの夏には山口県内において「世界スカウトジャンボリー」が開催される予定であり、本町においても地域プログラムとして、町内の小中学校児童生徒との交流事業や地引き網体験などのイベントも予定しており、その経費を計上しております。

また、負担金、補助及び交付金では、社会教育施設連携協議会補助金を新規に計上しております。

す。これは周防大島文化交流センターを中核に、八幡生涯学習のむら、日本ハワイ移民資料館など町内社会教育施設が連携し、情報発信や貯蔵資料の保存や公開のあり方を検討する場を設けようとするものでございます。

212ページの青少年健全育成事業では、成人式の開催経費や子供会育成連絡協議会補助金、町内小学校の6年生を対象に実施する洋上セミナーの補助金などを計上しております。

また、地域住民等が参画して取り組む「放課後子供教室」などの学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業につきましても、引き続き計上をしております。

213ページのふるさと文化推進事業では、文化的な活動により地域の活性化を図ろうとする事業を公募選定し、活動支援する周防大島町文化振興事業補助金を引き続き計上するものでございます。

214ページからの2目公民館費は、久賀、棕野、大島、東和、橘、日良居の各公民館及びかんころ楽園の管理運営経費を計上し、生涯学習の推進を図ろうとするものでございます。

なお、久賀公民館運営経費では、久賀地区の社会教育の活動拠点となる久賀総合センターについて、耐震強度が確保できていないことから、耐震改修工事のための工事請負費2億3,903万9,000円を計上しているところでございます。財源といたしましては、再編交付金、合併特例債を活用する予定でございます。

219ページ、3目図書館費では、各図書館の運営経費、図書購入費を計上しております。

221ページ、4目文化財保護費は、文化財保護活動に係る経費の計上でございますが、負担金、補助及び交付金において、指定文化財保存対策補助金105万6,000円を計上しております。これは日見地区の西長寺が所有する国指定の重要文化財である木造阿弥陀如来坐像を安置する護摩堂の屋根改修について、国県とともに助成するものでございます。

222ページ、5目社会教育施設費は、大島文化センターのほか町内の各種社会教育施設の管理運営経費として8,346万6,000円の計上でございます。

226ページ、文化交流センター管理運営経費は1,043万円の計上でございます。ここにおきましては、施設の愛称を公募選定することとしており、選定経費のほか看板等の改修工事費127万1,000円を計上しております。

228ページ、歴史民俗資料館管理運営経費では、現在活用されていない旧田布施農高大島分校屋内運動場につきまして、旧棕野小学校に一時保存されている大島歴史民俗資料館の民俗資料と旧屋代小学校に保存されている民俗資料の収蔵庫として改修し利用するため、工事請負費1,354万4,000円を計上しております。

229ページからは5項保健体育費でございます。

1目保健体育総務費、保健体育一般経費では、スポーツ推進委員の報酬のほか、郡体育協会補

助金897万2,000円、大島一周駅伝等のイベントを支援する観光振興事業補助金574万1,000円を引き続き計上しているところでございます。スポーツ合宿の誘致などにも積極的に推進したいと考えております。

231ページからの2目体育施設管理費は、各種体育施設の管理運営経費の計上でございます。

232ページ、海洋センター管理運営経費では、体験型修学旅行受け入れ設備の充実と安全体制の確保のため、カヌー、ジェットスキーなどの備品購入298万3,000円を計上しております。

234ページ、総合体育館・陸上競技場管理運営経費は、指定管理料1,671万1,000円の計上のほか、5年に1度更新される陸上競技場の公認認定に係る修繕整備経費を計上しております。

235ページ、3目学校給食費は、町内4カ所の学校給食センター並びに情島小中学校給食調理場の管理運営経費を合わせて1億2,790万3,000円の計上でございます。4地区の学校給食センターにつきましては、全て外部委託による調理、配送業務を行っているところでございます。

240ページの10款災害復旧費は、1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、それぞれ2万円の計上でございます。

241ページ、11款公債費では、町債の償還元金18億6,074万9,000円及び利子2億8,022万4,000円に、一時借入金の利子として500万円を見込み、合わせて21億4,597万3,000円の計上でございます。対前年度1億812万5,000円、4.8%の減となっております。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金では、説明欄にありますとおり、国民健康保険事業特別会計から公営企業局企業会計までの各特別会計への繰出金として、27億6,296万7,000円を計上しております。

242ページの予備費では、3,000万円を計上しております。

243ページからは給与費の明細書、251ページからは地方債に関する調書、252ページは債務負担行為に関する調書となっております。

以上で、議案第1号平成27年度周防大島町一般会計予算についての補足説明でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決をたまわりますようお願い申し上げて、補足説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑につきましては、歳入と歳出を分けて、それぞれ一括質疑で行います。

なお、質疑につきましては、ページの御指示を願います。

歳入についての質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 基本的には、まず町税関係で質疑をします。

今回、町税関係でそれぞれ出されておりますが、実際的に、それぞれ人数と節区分である部分の人数、それ対前年は若干落ちるといふふうに思いますが、大体どういう見方をしておるのか、単純に人数、いわゆる周防大島町の町民減なのかどうなのかを含めて、答弁していただければというふうに思います。これが1点です。

そして2点目、これも毎回聞きよるんですが、いわゆる地方交付税関係で聞いておきたいというふうに思います。合併してから10年経過して11年目に入って、実際的には交付税が減るといふ初年度ということでありましたが、今回の交付税の内容をどう見てるのかということ、需要額及び収入額トータルで報告をお願いしたいと。

それともう1点は、これもニュースで言われよるように、落とし方がひど過ぎたら地方から反乱が起きるんじゃないかということ、実際的にはいろいろな交付税の見方が、減り方が緩和されるというのがニュースでずっと流れております。この点で、財政もしくは町長として、落ち方の方向で3年区切りでもいいですが、何年区切りでもいいですが、町長の持ちちよるいわゆる情報の中で、どういうふうに見ておるといふことで答弁をお願いできればというふうに思っております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず1点目の税の関係でございますけども、個人住民税の関係だろうと思っておりますけども、まず普通徴収で2,420人、給与特徴で2,780人、それから年金特徴が2,060人、分離対象50人ということで合わせて7,310人を見込んでおりまして、対前年で40名の減という見込みで予算の計上をしておるところでございます。

それから交付税の関係の御質問でございますけれども、まず基準財政需要額8億9,000万円、基準財政収入額が14億4,000万円ということで差し引きの交付基準額として7億2,000万円という計上をさせていただいております。

これにつきまして、合併に伴います算定が一般算定との差での激変緩和的な措置ということでの御質問ですが、当時私どもとしては、合併算定がえの影響分として、今年度としては約1億2,000万円の減というのを見込んでおります。

それに対しまして、逆に人口等の特別対策経費等々が1億円ふえるとかそういったことを見込んでの状況なんですけれども、今議員さんが御質問がありました合併の関係の見直しにつきましては、市町村の面積が拡大することによる影響額と影響等々、市町の事情、あるいは消防、清掃等々の経費、これについては今後見直しを行うこととするというところで、まだそのきちっと

した、どういった方向になるのか、まだはっきりそれだけ見えてない部分がございますので、そこあたりは、また情報がわかり次第、またどういう方法になるのか見極めて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 所得税の関係で、今人数について答弁がありました。それで実際的には、それぞれ個人及び法人で滞納繰越分が予定されております。前年度以前の分で大体個人で549万7,000円と、それと法人で、これは205万円ということであります。実際的に今回予算をつくるときに、いわゆる滞納繰越分の、例えば30%とか20%とか予算をつくる段階で滞納繰越分の総額を大体推計、まだ前年度分は確定しておりませんから推計としてどのくらい、25年度末ぐらいでいいですが、実際的にどのくらいの状況なのかということで報告をお願いします。

また、法人についても先ほど聞き忘れましたが、現年分が5,334万3,000円という状況ですので、法人についても、今回予算計上するに当たって、何社分の所得割部分が幾らで、それで積み上げですよ、その部分で答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず法人の数でございますけれども、263社、対前年5社の減ということを見込んで計上させていただいております。

それから、滞納繰越分でございますけれども、これにつきましては、それぞれの税目ごとになんですが、現在といいますか、昨年までの実績、収納率等見込んでですけども、例えば個人住民税におきましては、当初調定の見込みが4,100万円程度、それに対する収納見込み率が0.133と、こういった係数を掛けて、それぞれ計上させていただいております。

法人につきましては、当初調定が180万円ばかり、それに対する見込みの収納率が0.112、固定資産税につきましては6,380万円程度に対して0.128、こういった見通しで計上させていただいております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

続きまして、歳出の質疑を行います。質疑は全款一括で行います。歳出について質疑はありませんか。尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず、予算のほうはそんなに大きな数字ではないんですが、本当に周防大島町としましては大きな第一歩じゃないかと思うところであります。若者の定住住宅整備事業であります。163ペー

ジに当たるんですが、これに当たっての調査業務ということで展開されております。町長の行政報告の中の「働く意欲の湧き出る町」というところで、本当、定住の移行者のニーズはさまざまであり、定住住宅、安価に用地を提供するというのも一つのニーズでなかろうかということでお示しいただいております。この辺のところをより詳しくちょっと説明いただけたらと思います。

それともう1点が、旧田布施農高の屋内運動場の倉庫の改修ということで、このたび上がっておりますが、それに同じ施設として施設の異業種交流エリアの整備事業として、同じく田布施農高の大島分校の進入路の整備というのもこのたび上がっております。

そういった中で、まず進入路の整備という部分が、あそこのちょうど川に橋が架かっているところの、より広くというか、そういうところを目的としているのか、それとも通路、道路自体を意味しているのかということですね。その辺の内容的なところをちょっとより詳しく知りたいということと、やっぱりひとつの今、田布施農高というのは、ある意味、地域の拠点として、活性化の拠点としての位置づけという形で展開されております。そういった中で、今度、旧田布施農高の屋内運動場が、倉庫としての改修ということで1,400万円少々の予算が組まれているわけですが、これにつきまして、これはどこまでも中を保存するために、目的にきちっと中を整備されるのか、はたまた一部分は展示という形で、中でそういった品々が展示される状況に改造するのだろうか、その辺のところをちょっと気になったもので質問いたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 163ページの土木総務一般経費の中の委託料で、若者定住住宅の調査業務というのを49万7,000円計上いたします。この件のことだと思うんですが、昨日の施政方針や提案理由、また予算説明の概略などでも申し上げておりますが、若者の定住住宅整備事業は、非常に住宅のことにつきましては、非常に必要なものであるというふうに思っております。ちょっとこの件につきまして、これを予算計上する以前に、ずっとこれこういうことをやったらどうかということが以前からちょっとあったもので、このことについては、私の思いをお答えしたいと思うんですが。

実は、平成23年の12月の議会であったと思いますが、中本博明議員さんのほうから、他の地区から移住・転入者を呼び込む施策として、佐賀県の脊振町で、これ土地なんです、1坪当たり100円で市有地を貸し出す事業を実施しておって、15年住みつけたら、その居住者に土地を譲渡するというような施策があるかどうかというふうな御質問がありました。このときも私も、このことについても調べて答弁をいたしておりますが。まさにこの定住を促進するには移住の場所の提供、あわせて移住後の生活設計が立てられるように経済的自立というのが非常に大切な、この2点が大切だということも当時も申し上げております。

そして、この優良な住宅用地を、今、用地の件なんです、優良な住宅用地を提供することで、

移住を考えておられる方々がその一步を踏み出す際の大きな推進力として有効であると考えておりますので、民間、民間にも当然不動産業者がおりますので、民間業者を圧迫しないような方法で、そこに注意を払いつつ、定住対策の初歩として研究させていただきたいという答弁を当時しておるわけでございますが、あれからもうちょっと2年ぐらいたつわけでございますが。

そのことはずっと思いがあったんですが、今回さらにこの若者定住住宅の調査業務というのを outsourcing させていただきましたが、これは昨日も申し上げておりますように、移住者を含め、若者が定住する住宅地の土地の確保のため、その適地調査を実施するというところでございまして、定住の重要な要件であります住について、定住移行のニーズはさまざまでありまして、定住住宅用地として安価に用地提供することもニーズの一つではないかと考えて、調査をしようというふうに思っております。

このことについて、現在はまだこれ調査業務であります。実はある程度、全体を網羅したようなアンケートをとったわけじゃございませんが、町内から外に勤めておられる若い人が、ある程度の年齢になったときに住宅を建てるというのが、町内じゃなくて町外に建てる方が結構おられるということで、その方々のお話も少し聞いてまいりましたし、また今から例えば、そういう住宅を建てようとするような方々、若い方々にお聞きをしますところ、やっぱり建てるなら外に建てたいと。外に勤めておられる方々ですよ、勤めておられる方は、今は家から通ってるんだけど、家を建てるなら外に建てたいと。だけど、通勤可能な範囲であれば、こちらの大島でもいいところがあれば、それは大島でも建ててもというようなお話もございましたし、また外からの人で、もう大島は広うございまして、20キロも30キロも橋を渡っていくというのはちょっと無理かもわかりませんが、大島大橋の近くであれば、外に家を建てるよりこちらのほうが有利であれば、そのようなことも可能ではないかと。また、そのようなニーズもあるんじゃないかというふうに思っております。

そこでこの若い人に、先ほどの中本議員さんの質問もあったように、土地を安価に提供するというための、そういう土地の選択、どこにそういうところがあるか、そういうふうな造成ができるかどうかというようなことを今回調査しようとするものであります。

それで適地があれば、ぜひとも、一遍にそんなたくさん住宅用地を造成するというのは無理かと思いますが、少し10戸か15戸かぐらいの単位でそういうことをやって、若い人に安価にその提供をし、そしてまたここに家を建てていただければ、当然将来的には固定資産税や、そして定住にもつながるわけでありまして、そのようなことを今考えております。

そしてまたもう一つ、ここの中ではちょっと金額が、予算が49万7,000円でございますので、無理かもわかりませんが、例えば今たくさん空き家がありまして、国のほうでは今820万戸の全国で空き家があるということでございます。そのような空き家があるにもかかわ

らず、どんどんどん日本全体では新築の家屋が建っている。そしてまた、どんどんどん空家、そしてまた廃屋がふえているという状況であって、国のほうでもこれから先は中古住宅をどんどん流通させなければならないというふうなことも言っております。

そういったことで、私たちもこの町内でもたくさん空き家がありますので、これの活用方法ということについても、少しこれの中で考えていきたいというふうに思っておるところでございます。中古住宅のことについては、また別の機会でも予算等も出したいと思いますが、いずれにいたしましても、その移住者やまた若い人が、この大島で住宅を建てやすい環境というようなものを念頭に置いて、この調査を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 予算の事項別明細書49ページに企画一般経費として工事請負費2,000万円の計上がございます。これは先ほど議員さんおっしゃったとおり、旧田布施農高の異業種交流エリアの整備事業という位置づけでございます。今いろんな団体等があるその校舎、旧の校舎なり裏の棟を活用されて、いろんな事業等を行われているところなんです。これをより使いやすくしようということで、主に進入路、橋ですね、これの架けかえとグラウンドといたしますか、そこの進入路等々をきちっと整備していこうということでございます。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 予算書229ページに計上しておりますけれども、旧田布施農高屋内運動場の倉庫の改修事業ということにしておりまして、事業費としては1,417万1,000円を委託料とともに計上しております。これは大島歴史民俗資料館の資料1万175点、これ椋野小学校にあります。それから旧屋代小の資料1,056点、合わせまして1万1,231点の資料を、この田布施農高に収蔵すると、おさめるということを予定しております。

建物自体は1,045平米のものです。工事の内容は、ほとんどが設備工事です。その理由は、建物を従来の体育館から倉庫に用途変更するために工事内容としては消防水槽ポンプ室の設置、消防設備、それから防球ネットがありますが、これを撤去するというので、これは最終的に展示を目的としたものではありません。倉庫として設備を建築基準法に合うように改修するという予定になっております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 先ほど町長から御説明いただきましたが、本当に自主財源の確保と申しますか、定住対策というのは、これから大きな課題でありまして、まさに大きな一歩じゃないかなと確信するところであります。ぜひとも通勤圏としての周防大島町をPRさせていただ

くとともに、こうしてより安価な価格で若者、また移住者に提供できるということが一日も早くできますようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） それでは、一般質問のような、質問の内容の質問をさせていただきます。ページ40ページ、行政連絡員報酬1,800円を1,700円にということで減額しておりますけども、減額額は幾らになりますか。そして昨年度が減額された分が地域振興費へ振り分けたと、増額したというようなことだったと思いますけども、よろしくお願ひいたします。

それから50ページ、ふるさと応援事業で防災カメラ設置で、町内4カ所の河川に防災カメラを設置すると。その4カ所の河川名を教えてくださいたいと思います。

次に、89ページ、認知症を支える会の補助金についてお尋ねいたします。高齢化社会の進展に伴い、認知症の方々が多くなっていますが、この最近、まだ60歳で若い方もアルツハイマー病型老年認知症を患っている方も多く見られます。本人も大変だと思いますが、それ以上に介護される御家族の皆さんが大変だと思います。今後、補助金等の増額を含め、認知症対策の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、92ページ、児童館運営経費において、学童保育、児童クラブの開始時間についてお尋ねいたします。小学校1年生の児童が久賀福祉センターまで歩いて40分程度の距離がある地域に住んでおられる保護者の方から、長期休暇、夏休み・冬休み・春休み中における学童保育の開始時間を早めてほしいという要望があります。できれば、現在9時を8時30分か8時開始に早められないのか、お尋ねいたします。

また、保護者の勤務時間の関係で、居残り延長保育については対応できないのかお伺ひいたします。それと、現在、児童クラブは小学校3年生までの児童が対象であります。今後、小学校6年生まで拡大できないでしょうか、お伺ひいたします。

次に、126ページ、特産対策事業で鳥獣被害防止施設等整備事業において、被害を防止するために設置する防護柵等の設置に対して、一部補助要件を緩和し、助成を行うということですが、要件緩和について御説明をお願いいたします。

次に、181ページ、中学校統合に関する町民意識調査についてお尋ねいたします。中学校統合に関するアンケート調査を行うということでもありますけれども、調査対象と対象者とスケジュール等について御説明をお願いいたします。また小学校の統合に関するアンケート調査を今後行う予定があるのか、以上よろしくお願ひいたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、事項別明細書の40ページでございますけれども、行政連絡

員報酬、これは1,700円にするということですが、これ昨年も御説明させていただいておるんですけども、まず平成25年は2,000円でした。26年度で1,800円、27年度に1,700円、28年度に最終的に1,500円にしようという計画であります。

当然、町内約1万世帯ですから、26年度から27年度で100円引き下げるようになって100万円の減となるわけですが、これは26年度におきましても、28年度に1,500円に減額することを予定して、その500円分の1万世帯500万円を既に自治会振興奨励金のほうに振りかえております。ですから、もうこの減額より先に、自治会振興奨励金のほうは既に500万円増額しておるということでございます。そして、順次28年度までに計画的にこの行政連絡員さんの報酬は減額をさせていただくという考え方であります。

それから50ページのふるさと応援事業における防災カメラの設置箇所の御質問がございました。これは県の水位計が設置されておる4河川なんですけど、久賀の宮崎川、それから大島の三蒲川と屋代川、それから安下庄の宮川ですか、この4カ所でございます。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 鳥獣被害防止施設等整備事業の条件の緩和でございますが、今までは200平米以上の農地または農業用施設の防護柵設置について、200平米以上を要件としておりましたが、この下限面積を廃止するものでございます。ただし、200平米未満の防護柵においては、電気柵施設は対象としません。一応、メッシュとかトタンとかということで対応させていただくようなことで要件緩和をしております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 181ページに計上しております中学校統合に関する町民意識調査業務ということで、これの対象という御質問だったと思いますが、対象としまして考えておりますのは、中学生までのゼロ歳児から中学生までの保護者約1,200名、それから中学生生徒300名、それから教員、それから学校運営協議会のメンバー240名、合計1,740名に対して、中学校統合に関するアンケート調査を予定しております。

提示の仕方としましては、現在の中学校のどこのどの位置の中学校にした場合に、通学距離、通学時間、それから生徒のこれからの見込み等の条件、それから学校施設等の条件、これらをあわせて提示した上でアンケート調査を行いたいと思っております。

またあわせて、文部省の統合に関する手引きが1月に公表されておりますので、これに基づきまして、小学校の今後の動向についても保護者の意見を中心に聴取をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 近藤介護保険課長。

○介護保険課長（近藤 晃君） 89ページの認知症を支える会の補助金18万円について、増額ということはないのでしょうかという御質問であったというふうに思いますけれども、今年度予算要求に当たりまして、御要望はお伺いをしたところでございますが、今年度については、これまでどおりということでございます。

それから、今後の認知症対策ということでしたが、昨日来、御審議をいただいた部分で、平成26年度の介護保険法の改正の中で、今後4人に1人が何らかの形での認知症になるということで、その中の重点施策として「認知症施策の推進」というものが掲げられておりまして、本町におきましても、平成28年度までに認知症の初期集中医療チームというものと認知症の地域支援推進員の設置へ向けて検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 91ページの児童クラブ事業についてですが、児童館の3季休業中の開始時間は、新年度より8時から行います。それと児童クラブの適応学年が今まで小学校3年でしたけども、新年度から小学校6年までということになります。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） どうもありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はございませんか。松井議員。

○議員（15番 松井 岑雄君） 1点ほどお聞きします。171ページの可搬消防ポンプ購入4台とありますけども、従来のように動かない、重たくて動かないというような形のもんですか、それとも最近の形になったら、2人でくっと持ち上がるというような軽いポンプになるわけですか。その辺、わかりませんよね。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 基本的には、従来からのB-3級という可搬ポンプになるわけなんですけど、逆に最近のバッテリーがついてセルで以前でしたら引っ張って上げるタイプですが、最近バッテリー等もついておりますから、重量的に、まあ機械的には軽くなってるんですが、トータルでそんなに一気に軽くなるというようなポンプにはならないと思っております。

○議長（久保 雅己君） 松井議員。

○議員（15番 松井 岑雄君） はい、わかりました。実は、先般、仕事しているときに見たんですけども、2人でポツと上がるんですよ、軽く、ただしバッテリーはないんですけど、出力も入力も全部50の配管でございまして、2人でホイッと上がるような軽い、いいのできてるねと思ったんですけどね。ただしバッテリーはありませんので、手でこう引っ張らないといかんと。

バッテリーあっても、普通バッテリーがほとんど上がってるのが多いので、なくてもいいんじゃないかなと僕は考えてるんですがね。そうすると安く上がるんじゃないかと。そういったことです。

それからもう1点だけ。181ページにALTのことが載ってますけれども、せっかくお越しいただいているので、ALTをもっともっと活用できないかと、ことしからは低学年もやりますよというお話をされてましたけども、もっとこう授業強化、ALTを活用できるものが時間帯がもっととれないかなというふうに考えておまして、結構難しい問題かもしれませんが、どんどん活用してほしいなというふうには思っていますので、よろしく。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 軽いポンプのほうがいいというのは重々理解しておるんですけども、これは消防力の基準で、そういった出力なり、いろいろ基準がございますので、それに適合したポンプを購入する予定でございますので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 182ページに提示をしておりますが、外国青年英語指導事業の中で、今年度につきましては、今のALTの活用ということですが、英語教育を小学校の中に取り入れるということで、グローバル教育推進事業として45万円、これは久賀小、三蒲小、沖浦小にこの45万円をこの3分の1ずつを交付しまして、各学校でALTを活用した英語の授業を展開してもらおうと、それが一つ。それから今年度は小学生のイングリッシュ・デイキャンプというのを計画しておまして、これは管内の——管内といいますか、この近郊のALT10名程度にこの秋ぐらいに来ていただいて、小学生を集めて一日の英語のキャンプを実施したいというふうに考えております。今のところ今年度考えておるのは、その2つを考えておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず1件が、歳出の中で公債費、いわゆる一般的に言われる今年度末で実際的には185億5,968万8,000円ということですが、この中で当該年度元金償還金、これが18億6,074万9,000円ということですが、実際的に、きのうも体力の話をしました。周防大島町の財政体力、実際的に私は体力があるんだから、基金使いなさいという立場で議論しましたが、住民の皆さん方が起債残高そのものが実際的には周防大島町が皆払うていかないけんという錯覚がまだあります、残念ながら。それで、これは確定は今からですが、今できれば26年ベースか、26年ベースで普通債及びその他、100%国が払いますよという分からかなり低い交付税算定がありますから、それじゃ実際的にいわゆる元金償還で、26年ベースで交付税算定がどのぐらいされるのか、一般的には今まで話をしたら6割ぐらいか

ねっちゅう話をこの議場でもしました。国がいわゆる償還すべき部分についてね。それでその部分で、最近の状況、報告していただきたいというふうに思います。これが財政体力の課題についてであります。

それでもう1点、これは全体を通じて、実は膨れている、歳出が膨れているのは、実はこの皆さん方が出しとる分で当初予算の概要ということで見てもらったらわかるように、物件費、これがいわゆる全体予算が減る中で、物件費が2億3,295万7,000円、12.6という伸びがあります。これは対前年度比較です。ここには当然特徴がある、大きな特徴があるんじゃないかと、今年度の予算をつくる段階で、実は特徴があるんじゃないか。一部は聞きましたら、まだ本当に2億円余りふえるというところが非常にまだわかりにくい。小さなところはいいですから。小さなところという言い方をしたらまずいんですが。かなりこの2億円が膨れるという部分を、ぜひこれに近いところで報告していただきたいというふうに思います。中身の報告です。

それで3点目、先ほど吉田議員がイノシシ対策の関係で質疑がありました。それで誘導については、柵誘導については200メートルをなくするんだと。これは前から思いよったことですが、一つは、もう一つは、いわゆる予算立てのときに若干でもふえたかねというイノシシの捕獲の——捕獲といいますか、委託料関係に入るんじゃないかと思いますが、ふえましたかということをおっしゃったので、ふえたのかどうなのか聞いちゃきたいというふうに思います。若干かなっちゅうぐらいの見方をしております。

それでもう一つは、実は教育委員会関係——ああ、先に商工関係ね。商工関係の関係で、いわゆる団体補助ではないですが、多額の補助を出す商工会及び観光協会について、大体前年度から見ると100万円ちょっとふえちよるんじゃないかと。いわゆる観光協会等を含めてですね、100万円ちょっとふえちよるんじゃないかというふうに思います。これについて組み立て、いわゆる補助、大体団体からいわゆる予算要望があるときには、それぞれが対前年度の実績を含めて、今年度の予算要望ということで出されておるとお思いますので、その商工会といわゆる観光協会、このそれぞれふえた部分、まあ組み方についても報告できればお願いしちよきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それと、学校教育関係で聞いちゃきたいというふうに思います。それぞれスクールバス及び白木線、これも学校にかかわる部分の子供たちの足の関係です。それで実際的に今回の指定管理料の組み方について、例えば燃料費、そして人件費、修繕費等があると思いますので、改めてそれぞれの部分で聞いちゃきたいというふうに思います。

それともう一つは、教育委員会関係でいつも直接言うところなんですが、いわゆる各学校の剪定及び草刈りについてであります。これ、賃金で2万円ずつで組んじよる部分がこれに当たるのかどうか、それにしても、1年数回やらざるを得ない剪定、草刈り等については、かなり絞った数字

じゃないかなというふうに思われますが、今年度は全く、いわゆる学校ごとに大体私はこの種の問題は組んじよる思うんですが、組まれちよるのか、剪定及び草刈り等について、各学校、小中学校に組まれているのかどうなのか含めて、まあ組むとしたら賃金で出ると思いますので、その辺を聞いちょきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務課長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず1点目の公債費に関する分、これ体力につながるかどうかは別にいたしまして、公債費、元利償還に対する交付税措置ですけれども、今の状況で言いますと、約69%程度交付税で措置されておるのではないかとこのように見込んでおります。

それから2点目の物件費の伸び、対前年2億3,000万円程度、12.6%の大幅の伸びだと。これは特殊要因があるんじゃないかというような御質問でございますけれども、まず1点、要因として、まず備品購入の経費で、ことし小学校の教科書の改訂があつて、教師用の教材備品、これが約1,000万円程度、こういった特殊要因がございます。それから、ICT教育の推進事業ということでタブレットの購入、これもことしの新規事業でございます。それから、もう1点は、これも非常に大きいんですけども、まず委託料の関係で、まずマイナンバー制度の導入、これに係るシステム改修等々いろんな経費が入っております。これは5,000万円を超えるような経費。それからいろんな計画策定業務、特に漁港・漁場の機能高度化保全計画策定、こういった委託料が大幅に増額になっていること、それからその他として新しい電算システム、これをマイナンバーにも対応しての電算システムの借上げ料、これが5,000万円と増額になっている、こういったことで物件費が大きく伸びておるとこのことでございます。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 産業建設部のほうには3点ばかりの質問があつたかと思ひます。

まず、イノシシ対策でございます。27年度の有害鳥獣関係予算につきましては、まず委託料として有害鳥獣捕獲委託料、今年度1,040万円を計上しておりまして、前年対比105万円を増額しております。次に、負担金、補助及び交付金でございます。有害鳥獣捕獲金、これは猟友会のほうに補助するものでございますが、昨年100万円を、ことしは50万円増の150万円を増額しております。狩猟免許取得費補助金でございますが、これにつきましては、昨年比10万2,000円、86万1,000円を計上しております。

次に、先ほどの柵とかの分でございますが、昨年700万円であるところを、ことし200万円増の900万円を計上しておるところでございます。

次に、商工観光課関係の商工会と観光協会の関係でございますが、予算の計上でございますが、

商工振興事業補助金につきましては、昨年度は956万円の補助金でしたが、ことしは12万5,000円増の968万5,000円を予算計上しております。観光協会補助金につきましては、26年度を2,258万3,000円で、前年対比43万円増額の2,301万3,000円を補助金として上げております。この主な要因につきましては、各種催事に使用するのぼり、横断幕の購入、大島少年サッカー大会に要する経費等の6万円等々の理由の、増額の理由でございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） まず学校の管理の草刈り経費等についてですが、まず小中学校全体の草刈り賃金を、178ページの教育総務経費のところにある賃金184万1,000円の中の106万2,000円計上しております。それから、各学校について植え込み等がありますので、これの伐採の経費を4万3,000円ずつ、各学校に賃金として計上しております。

それから次にスクールバスの関係ですが、スクールバスについては、車検の経費、車検の経費は別途計上してあります。つまり車検の税金とか保険料とか、それから車検に伴う修繕費は別途計上してありますが、今の委託料の中では、それ以外の経常的な修繕費、例えばタイヤの交換をするというようなものは委託先のほうで支払っていただくと。それから問題は燃料費ですが、これは燃料費は全てについて委託料の中に燃料費を計上しております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 私のわかる範囲での答弁、教育委員会関係ね。実際的に指定管理を組むときに私がいつも言うのは、賃金をどう見て、その指定管理料の中の賃金が、賃金部分がどうなのかというのを聞きよるわけです。例えば、賃金は、町から賃金は十分払ったとしても、それを受ける乗り子さん、そこまで行ってないというのがいつも私が危惧しよる部分です。じゃ、そこへ行きよるんならいいですが、大体乗りさんの賃金について、どういうふうに組んでいるのか。

例えば、皆さん方よく笑う人がおるんですが、例えば雇用保険を含めて、そして通常の賃金部分でどうなのかという組み方ですね、それをちょっと当初予算ですから聞いちょきたいというのが質問の趣旨です。各線ごとに多分契約しちよると思う。各路線ごとに、学校ごとにですね。まず白木線についても、それぞれ契約しちよると思うんで、契約金の何%ぐらいが賃金部分に当たるとよという報告をしていただければ、その賃金水準がわかると。大体特殊な仕事ですから、大体1,000円は超えちよるんじやなかろうかと、推定でですね、わかりますが。ちょっとその辺のところを聞いちょきたいなというふうに思います。

それともう一つは、竜崎温泉の関係、指定管理料の組み方について聞いちょきたいというふうに思います。やはりこれも、今まで回数券でござりましたが、一定程度整理がついてきたという段階だろうというふうに思いますが、今年度からそれなりに指定管理料の増、これ、かなりです。単年度でかなりの負担増になっておりますから、その増の根拠について、今までも全協等で説明してきましたが、受けてきましたが、やっぱり新年度当初なので改めて聞いときたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 竜崎温泉の指定管理料の御質問でございますが、指定管理料そのものにつきましては、昨年の12月議会のときに説明しましたとおり、町の考えとすれば、石油関係が上がった分を見たというふうに説明したものでございます。

今回の指定管理料のことでございますが、これは町が指定管理料を提示した上で公募したときに、次期指定管理者のちどりさんのほうから、公募のときにその収支契約等を持ってきたものについて審査した上で、選定委員会のほうで審査した上で、議会の議決を経て正式に指定管理者となったものでございます。

その中で、その収支ということでございますが、竜崎温泉の収支の、指定管理者のちどりさんの収支の中の内訳で申しますと、収入につきましては、指定管理の町が示した4,680万円のうちの27年度、初年度ですけど、これについて1,640万円の指定管理料の契約が来ています。その次に利用料金が4,648万円、その他収入8,192万5,000円、合わせて支出1億4,250万4,000円ということの収支契約で提示されたものを町が選定したということでございます。その中の根拠が指定管理料は、このたび1,640万円を予算計上したものでございます。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） スクールバスの委託料に入っておる賃金の計算方法ですけど、これについては、公営企業局等のバスを委託する、お願いする場合の賃金等の関係もあって、それと同一の単価を使っておると。その金額については、ちょっと申し上げにくいんですが。この時間に運転時間、待機時間、点検時間、これを加えたものを積算しまして委託料の設計単価にして、設計価格にしております。

問題は、その賃金が実際に運転される場所の賃金として支払われているかどうかというところであると思うんですが、これは教育委員会のほうでも話があったことはありますけれども、これは本人、運転される方とその業者さんとの雇用契約の問題ですので、町としてはその支払いが設計どおりの賃金が払われておるかということ、これは自由競争社会ですので、町と

してはそこまで指導することはできないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まあ自由競争社会ですから、そこまでは介入できないということではありますが、やっぱり今いろんな方に、まず教育委員会のほうね、いろんな方の人に、それぞれ能力がある人に対して、これぐらいで契約しますと。しかし、その会社が一定程度利益を得にやいけないので切り下げるということは、今の競争社会で言やあ、当たり前のようなことなんです。公、公といわゆる民間と起業してから、それで実際的に指定管理料を契約をする場合は、やっぱり私はあくまで道義にかかわる部分として一応見ちよったほうがええんじゃないかなと、町長は首をかしげますが、実際的には、私はそういうところも見て、本当にこう、その人たちが働いていくわけですから、じゃけ、今なかなか横のつながりがないんで、なかなか厳しいところもあるかもわかりませんが、やっぱり私はある程度、指定管理料をはじくときには、それを根拠に一定程度見ちよく必要があるんじゃないかなということ言うちよきたいというふうに思います。

それと、石油関連が過去のケースと上がったからということで、池元部長のほうから竜崎について答弁がありました。それで実際的に、いわゆる経費の関係は出されちよると思うんですよ。いわゆる1年間にこのぐらいの経費が要りますと。だから、このぐらいの指定管理料が必要だということ。

先ほど、経費については省略されたんじゃないかというふうに思われますので、経費について、例えば、当然竜崎温泉を運営するにおいては、いわゆる給与費が要ると思いますし、いわゆる賃金部分も要ると。それは当然、指定管理料の中にはじかれて、こういうふうに考えますというのが町のほうに来ちよると思うんですよね、実際的には。大雑把で来ちよるとは私は思えんわけです。例えば、燃料代がこのぐらい要りますとか、それで実際的には賃金はこのぐらい要りますと。それで過去の売り上げ実績に対して、慰労客が減ったので、これを運営するためには少なくともこのぐらいの上乗せが必要だと。その上乗せが足りん部分が指定管理料としてお願いしますという一方の考え方があって、そして町のほうは町のほうで、いや、実際的にはこのぐらいじゃないかね、それが協議だというふうに思うちよるわけです。その辺は、わからんにゃ別です。資料がなけりゃ別ですが、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 指定管理の件ですけど、昨年12月のときにそれなりの資料は提示して、それなりの数字は、それをもって説明して、きょうその資料は持ってませんので、ちよっと同じことになりますので、ちよっと持ってませんが、基本的にはそういう資料を12月

議会で提示して御理解を得たというふうに私は理解しておりました。

今回、この次期指定管理の期間、3年間でございますが、このことにつきましては、事前にプレゼンテーションなり町の説明、ヒアリングをするときに次の指定管理の期間につきましては、詳細な資料については、議会なりいろいろ今度住民監査、住民とかの請求に基づいたときには提示するという事を申し上げております、相手方には。今後、次の指定管理の分については、もしそういうものがあれば、請求があれば、商工観光課としても提示するように努めたいと思っております。今回はそういうことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

○議員（14番 小田 貞利君） 51ページからですが、支所及び出張所経費、原材料費がどの支所も100万円組んでます。決算において、おおむね200万円から300万円の経費を使っていると思いますが、この一律100万円の予算の組み方にちょっと問題があるような気がいたしますが、その辺の考え方を教えてください。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今の4支所、それぞれ同じ金額で工事請負費、小規模補助金、あるいは原材料費の予算を計上させていただいています。そういった中で、決算との乖離があるんじゃないと、そういった予算計上の仕方はどうかということでございますけども、それぞれ各支所におきまして、住民要望に対応していただくための予算でございます、これにつきましては、その都度要望が出てきた時点で補正計上して対応させていただいております。当初予算におきましては、そういった要望事項、まだ何件という全て把握できておりませんので、一応一律のそれぞれ同じ金額で予算計上をさせていただいて、その都度補正をさせていただきたいという考え方で計上となっております。

○議長（久保 雅己君） 小田議員。

○議員（14番 小田 貞利君） 本当ですか。例えば、漁業関係の予算であれば、当然11月を切って、町の水産課に要望しますよね。来年このぐらいの予算取ってほしいんですがというような形で。同じように総合支所にもそういう申し込みをすると、最初にもう100万円というのは決まってるから補正にしてくれというような答えがありました。その辺はどうですか。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 総合支所のその追加補正については、できるだけ——できるだけといいますか、過去にカットした経緯はないというふうに思っております。だから、非常にちょっと3月の議会で新年度予算を議決をいただいて、4月からその新年度がスタートをしたといたしましても、もう既に6月で補正をかけるというふうな事例も過去にもありました。

ということでありますので、次の補正を待っていただきたいというのは、言うなれば、4月か

ら6月までの間、今度は6月から今度は9月の間、そして9月から12月の間というぐらいのことなので、それは例えば、その前年度の要望が今の新年度の予算を既に上回っておるというふうな場合については、当然そういうことが起こるのかもわかりませんが。通常、じゃから、その6月なり9月なり12月なりの予算時期には、必ず総合支所の要望が出ると分については、きちんと補正をしているということであると思いますので、そんなに長くお待ちをいただくというようなことはないのではないかとこのように思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 小田議員。

○議員（14番 小田 貞利君） 例えばですね、予算が各総合支所に充てる予算がないのであれば別にしょうがないというお話です。100万円しかね、1年間の予算が。ただ、今町長が言われたように、6月までに使ってしまったら、次の3カ月の要望出たらやるよということがあるんであれば、ほかの各課が予算を組むような形でですね、そしたら総合支所も来年の見通しを出して、200万円ぐらいですよ、300万円ぐらいですよと、それを当初予算に組むのが当たり前と思うんですが、これずっと100万円で来ているからその辺の組み方に問題があるんじゃないかというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 合併してから当座にこのような小規模の工事を総合支所にやっていただく、そしてまた小規模施設整備補助金という形で3割補助とか原材料支給とか、そしてまた原材料のみの支給とかということが、旧町ばらばらであった状態から、これを統合して同じような形に、各総合支所に予算配分しようということになったわけでもございまして、当初、なかなか4総合支所が同じような形にならなかった経緯がありましたので、このような一律的な予算配分を当初からずっとやってきたという経緯があります。

しかしながら、今小田議員さんがおっしゃられるように、例えば小規模な工事はうちは300万円しかないんだから300万円ほど要求したらいいよという話になるんであれば、そろそろもう、それはきちんとしたその数字を出して予算要求し、そしてまたきちんとしたその要望のある分をきちんと予算計上する、予算にするというのが当然のことだと思います。

しかしながら、総合支所に出てくる要望というのは、事前に年度の、前年度に、今であれば26年度中に要望したものが27年度に予算化されて、そして対応するというようなことが、余りオーバーしちよるときもそれはあるでしょうが、通常であれば、出てきてから対応するということが多いというふうに思っております。

だから、工事であれば、例えば20万円でありますので、その20万円をずっと積み上げて、これが300万円であれば300万円ほど要求しとけばいいよ、予算組んだらいいよねということではなくて、若干多いかもわからんけど、500万円は出しておるというようなこともあると

思います。

それで、例えば原材料が100万円しか組んでありません。だから、もう26年度中に、この100万円を27年度はオーバーするよというのが既に要望が出ておれば、それはプラスアルファすることには問題ないというふうに思っておりますので、それはこれからの予算要求の時点で、今は100万円しか、100万円で統一的に4総合支所に予算計上しておりますが、既にもうこれは26年度中に27年度の要望が200万円以上出てるよということになれば、それはそのように新年度に組ますようにしたいと思います。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、一般会計予算の質疑を終結します。

お諮りします。平成27年度周防大島町一般会計予算の質疑は終結しましたので、議案第1号について、昨日配布しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、昨日配布いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。14時45分まで。

午後2時34分休憩

.....

午後2時45分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第19. 議案第2号

日程第20. 議案第3号

日程第21. 議案第4号

日程第22. 議案第5号

日程第23. 議案第6号

日程第24. 議案第7号

日程第25. 議案第8号

日程第26. 議案第9号

○議長（久保 雅己君） 日程第19、議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から日程第26、議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計予算までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） それでは、議案第2号から第4号の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、補足説明を行います。

最初に、今年度の当初予算の主な概要につきまして御説明いたします。

まず、国民健康保険税につきましては、国民健康保険税条例の一部改正案による保険税率の改正により、平成26年度一般会計繰入額に係る当初予算ベースで、対前年度8,400万円の増額とした予算となっています。

また、平成27年度以降、退職者医療制度の経過措置終了に伴い遡及適用を除いて退職被保険者の新規適用がなくなるため、これに伴い療養給付費等交付金が減額される見込となっております。

次に、共同事業交付金につきましては、平成27年度から保険財政安定化共同事業拠出金の対象医療額が、これまでの一件当たり30万円から1円以上の全ての医療費に引き下げられたことに伴い、歳出の共同事業拠出金とともに増額となっております。

保険給付につきましては、一般の被保険者数は年々減少傾向ではありますが、医療費は増加傾向にあり、平成27年度におきましては、一般被保険者1人当たりの医療費の伸びを対前年度比11.3%増を見込み、また、高額療養費は同様に15.5%の伸びを見込み予算化しております。

これら歳入と歳出の見込みから、なお不足する財源を補填するため、その他一般会計繰入金を昨年当初予算より4,778万6,000円減の3,625万5,000円を計上しております。

以上が平成27年度当初予算の主な変更点であります。

それでは、特別会計予算書の1ページをお願いします。本文第1条により歳入歳出予算の総額を39億7,820万7,000円と定めるものです。対前年度比4億2,290万7,000円、11.9%の増となっております。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の同一款内での流用ができることを定めるものであります。

次に、事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税は5億4,621万7,000円を計上し、対前年度比8,396万1,000円、18.2%の増となっております。国民健康保険税条例の一部改正案による保険税

率の改正により現年分の増額を見込んでおります。

4ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料は省略いたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金は4億9,751万9,000円、対前年5,372万6,000円、12.1%の増額となっておりますが、これは主として、一般の療養給付費と高額療養費に係る保険給付費の増額見込みに伴う療養給付費負担金の増額並びに特別調整交付金直営診療施設分の増加が影響しているものであります。

2目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の25%相当額として1,534万円7,000円、3目特定健康診査等負担金は、基準額の3分の1負担相当額として314万9,000円を計上しております。

5ページ、2項国庫補助金1目財政調整交付金は、市町村財政の負担能力を考慮し、保険者負担の不均衡を調整するための普通財政調整交付金1億5,312万5,000円、特定疾病等の保険者の特殊要因等を補填するための特別調整交付金5,598万6,000円を計上しております。

4款療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので1億3,537万3,000円を計上し、対前年1億1,005万9,000円の減となっておりますが、これは平成27年度より退職者医療制度に係る退職被保険者の新規適用がなくなることが大きく影響しております。

5款前期高齢者交付金は、被保険者のうち65歳から75歳未満の前期高齢者の占める比率により保険者間の財政調整として交付されるもので1億7,440万7,000円を計上し、対前年3,181万6,000円の減となっておりますが、これは本交付金の算定に概算・精算制が導入されていることから、平成27年度の前期高齢者の給付費は増額見込みであるものの、平成25年度の精算額について返還金の発生が見込まれるため、総体的に減額としております。

6ページをお願いします。6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金及び2目特定健康診査等負担金は国庫負担金と同額を計上しております。

2項県補助金1目財政調整交付金は9,010万円を計上しておりますが、これは平成27年度より定率国庫負担縮減に伴う激変緩和対応部分の配分が廃止されることから当該影響分を見込み、対前年3,144万1,000円の減を計上しております。

7款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金は、1件当たり80万円を超える高額医療費に対し県内全市町国保が拠出金を出し合い、これを財源に国保連合会が負担調整後交付するもので、国保連合会の推計をもとに5,154万2,000円を計上し、対前年2,031万1,000円、65.0%の大幅増となっております。

2目保険財政共同安定化事業交付金は、これまで1件当たりの医療費の額が30万円から80万円までの医療費を対象として交付されていましたが、平成27年度から1円から80万円

までの全ての医療費が対象となることから、9億836万1,000円を計上し、対前年で4億9,536万1,000円、119.9%の大幅な増額を見込んでおります。

7ページ、8款財産収入は省略いたします。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は3億2,446万8,000円の計上で、対前年度比2,463万円、7.1%の減となっております。

このうち1節保険基盤安定事業繰入金、保険税軽減分は、保険税の軽減相当額を公費で財政支援するものですが、税率改正による2割及び5割軽減の軽減額の増加に伴い1億2,266万円、対前年3,045万5,000円の増を計上しております。

6節、その他一般会計繰入金のうちその他一般会計分は財源不足を補填するための繰入金として3,625万5,000円、対前年4,778万6,000円、56.9%の減となっております。

8ページをお願いいたします。10款繰越金、11款諸収入は省略いたします。

11ページをお願いいたします。次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費及び事務経費として6,459万2,000円、対前年149万1,000円減を計上しておりますが、これは主にシステム改修費の減額等の影響により減額となっております。

次に、12ページをお願いいたします。2目連合会負担金は山口県国民健康保険団体連合会に対する負担金ですが、国保連合会の負担金引き下げにより43万2,000円を計上し、対前年4万7,000円の減額となっております。

2項徴税费1目賦課徴収費は192万2,000円を計上し、対前年46万円の減となっております。これは国保税率変更に伴うシステム対応業務の計上がなくなったことが減額の主な要因です。

13ページをお願いいたします。3項運営協議会費は、3回開催分の経費を計上しています。

2款保険給付費1項療養諸費1目の一般被保険者療養給付費は21億736万4,000円で、対前年1億2,515万円、6.3%の増となっています。今年度も昨年度と同様に前年度実績額等をベースに年間の平均伸び率をかけて推計しております。年間の平均被保険者の伸び率を前年度である平成25年度の3.8%減とし、1人当たりの費用の伸び率をそれぞれ療養給付費11.3%増、高額療養費15.5%増、療養費1.5%減により計上しております。

14ページをお願いいたします。2目退職被保険者等療養給付費につきましても一般被保険者分と同様に、被保険者数の伸びを対前年度の平成25年度実績に対し35.4%の減を見込み、1人当たりの費用の伸び率をそれぞれ療養給付費5.6%増、高額療養費2.1%減、療養費15.9%増により推計しております。これにより退職被保険者等療養給付費9,916万7,000円、3目一般被保険者療養費594万7,000円とし、4目及び5目を合わせた1項

の療養諸費として合計22億1,910万3,000円、対前年7,438万4,000円、3.5%増を計上しております。

2項高額療養費は合計で3億4,454万9,000円、対前年703万5,000円、2.0%減を計上いたしております。

3項移送費1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者等移送費は、昨年度と同じ10万円を計上しております。

16ページをお願いします。4項出産育児諸費は、20人分840万5,000円、5項葬祭諸費は、60人分300万円を計上しております。

3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療への支援金として1人当たり概算負担金及び事務費負担額に被保険者数を掛けた合計3億1,672万5,000円を計上しております。

17ページ、4款前期高齢者納付金等は、1人当たり概算負担金及び事務費負担額に被保険者数を掛けた合計48万2,000円を計上しております。

5款老人保健拠出金は2万円の計上で、これは老人保健制度の廃止後も経過措置として必要となる事務費拠出金等を計上しております。

18ページをお願いします。6款介護納付金は、第2号被保険者1人当たり負担見込額に見込被保険者数を掛けた1億3,977万8,000円を計上しております。

7款共同事業拠出金は、高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付する再保険事業に対する拠出金として合計で8億3,339万6,000円計上し、対前年3億6,687万4,000円の大幅な増額となっております。これは3目保険財政共同安定化事業拠出金が平成27年度から対象医療費が1円から80万円までの全ての医療費に拡大するため、国保連合会の試算に基づき増額となっております。

19ページをお願いします。8款保健事業費1項の特定健康診査等事業費は、国保被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に要する経費として2,446万7,000円を計上し、健診受診者1,567人、受診率31.4%を見込んでいます。

20ページをお願いいたします。2項の保健事業費は、保健事業として医療費通知等の経費で143万4,000円を計上しております。

9款基金積立金、10款諸支出金は省略いたします。

21ページをお願いします。中段の11款繰出金は、公営企業局企業会計への特別調整交付金の繰出金として1,211万円、12款予備費は500万円を計上しております。

以上が議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についての概要でございます。

続きまして、議案第3号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまし

て、補足説明を行います。

最初に、今年度の当初予算の主な変更点につきまして御説明いたします。

まず、保険料見直しは平成26年度にありましたので、今年度は2カ年を単位とする財政計画の2年目に当たり、保険料の変更はありません。したがって、保険料は昨年度と同じく所得割率が10.17%、均等割額が50,431円となっております。また、1人当たりの保険料の上限も57万円で変更はありません。

次に、被保険者数の推移ですが、5,427人で対前年比1.7%減を見込んでいます。

それでは、予算書の7ページをお願いいたします。

本文第1条により歳入歳出予算の総額を4億2,186万1,000円と定めるものです。対前年度2,196万5,000円、4.9%の減額となっております。

次に、事項別明細書の33ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料1項1目の特別徴収保険料は1億9,994万8,000円を計上し、2目の普通徴収保険料は5,655万7,000円を計上しております。合計2億5,650万5,000円で、保険者数の減少や所得の減少により対前年1,934万2,000円、7.0%の減額であります。

2款の使用料及び手数料は省略いたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金は2,990万8,000円を計上し、2目保険基盤安定繰入金は1億3,471万3,000円を計上し、前年度より262万3,000円、1.6%の減額となっております。これは保険料の減少によるものです。

34ページをお願いいたします。4款繰越金は1,000円を計上しております。

5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金は1,000円を計上し、2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金及び2目還付加算金は、歳出の過年度保険料還付金に充当するための県広域連合からの歳入で、前年度実績により70万2,000円を計上しております。また、3項雑入として1,000円を計上しております。

37ページをお願いいたします。次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、対前年224万8,000円増の1,844万2,000円を職員人件費及び事務経費として計上いたします。

38ページをお願いいたします。2項徴収費として117万2,000円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億154万5,000円を計上し、対前年2,417万3,000円の減となっております。これは保険料の減少によるもので、広域連合事務等負担金1,032万5,000円、保険基盤安定負担金1億3,471万3,000円、歳入と同額の保険料分2億5,650万5,000円と過年度保険料及び延滞金分の2,000円を合計した2億

5,650万7,000円を計上しております。

39ページをお願いいたします。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金は、過去の実績から還付加算金と合わせて70万2,000円を計上しております。

以上が議案第3号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算についての概要でございます。

続きまして、議案第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計予算につきまして、補足説明を行います。

予算書の11ページをお願いいたします。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を33億9,614万4,000円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,912万6,000円と定めるものでございます。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で流用できることを定めるものでございます。

それでは、保険事業勘定から御説明いたします。事項別明細書51ページの歳入から御説明いたします。

1款の保険料は5億1,814万1,000円を計上し、対前年度比較で1,241万円、2.5%の増となっております。これは介護保険条例で御説明いたしました平成27年度から平成29年度までの保険料の基準額の月額を5,250円から5,500円に改定したことによるものであります。

現年度分の特別徴収保険料は収納率100%で4億8,210万円、現年度分の普通徴収保険料は収納率91%の見込みで3,514万1,000円及び滞納繰越分保険料90万円を計上しております。

被保険者数においては、特別徴収が7,961人、普通徴収が1,007人を見込んでおります。

なお、第1号被保険者の保険料の法定負担割合は、平成27年度からこれまでの21%から22%に変更となっております。

2款の使用料及び手数料は省略いたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目の介護給付費負担金は、給付費に係る国の法定負担分として総給付費のうち居宅給付費の20%分と施設給付費の15%分を合わせて5億5,784万2,000円を計上しております。

52ページの2項国庫補助金1目調整交付金は総給付費の10.32%で、3億3,075万6,000円を計上しております。この調整交付金は、自治体間の介護保険財政の調整を行うため、全国平均との格差を調整して算定交付されるものでございます。

2目の地域支援事業交付金では、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業分を合わせて

1,872万9,000円を計上しております。

なお、法定負担割合は、介護予防分はこれまでどおり25%ですが、包括的支援事業・任意事業は、これまでの39.5%から39%に変更となります。

4款の支払基金交付金、これは2号被保険者がそれぞれ加入している医療保険で負担する介護保険料として、社会保険診療報酬支払基金を通じて自治体に交付されるものでございますが、1目の介護給付費交付金は8億9,740万円、2目の地域支援事業交付金は介護予防事業分として166万1,000円を計上しております。

なお、法定負担割合は、これまでの21%から22%に変更となります。

5款県支出金1項県負担金1目の介護給付費負担金は、県の法定負担分として施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%、合わせて4億8,378万1,000円を計上しております。

53ページの2項県補助金1目の地域支援事業交付金は、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業を合わせて936万4,000円を計上しております。

なお、法定負担割合は、介護予防分はこれまでどおり12.5%ですが、包括的支援事業・任意事業分は、これまでの19.75%から19.5%に変更となります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目の介護給付費繰入金は、町の法定負担分として総給付費の12.5%、4億62万5,000円を計上しております。

2目の地域支援事業繰入金は、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業を合わせて936万4,000円を計上しております。

なお、法定負担割合は、介護予防分はこれまでどおり12.5%ですが、包括的支援事業・任意事業分は、これまでの19.75%から19.5%に変更となります。

3目の低所得者保険料軽減対策繰入金は、低所得者の第1号被保険者の介護保険料を軽減のため、新第1段階の保険料を消費税による公費を投入して、0.5%から0.45%にすることとしたもので、一般会計が全額繰り出すものとなったもので725万7,000円を計上しております。

4目のその他の一般会計繰入金は、職員給与費、介護認定審査会等の事務経費分として1億3,898万2,000円を計上しております。

54ページをお願いします。2項基金繰入金1目の介護給付費準備基金繰入金は、2,023万3,000円を計上しております。

3項1目の介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定からの繰り入れで93万4,000円を計上しております。

7款繰越金、8款諸収入は省略いたします。

55ページの9款財産収入は、介護給付費準備基金の預金利子として3,000円を計上して

おります。

次に、歳出を御説明いたします。57ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目の一般管理費は、職員人件費と事務費といたしまして9,025万3,000円を計上しております。

58ページの2項徴収費1目の賦課徴収費では、保険料の徴収事務経費として190万3,000円を計上しております。

59ページの3項1目の介護認定審査会費では、介護認定等に係る経費といたしまして3,668万4,000円を計上しております。

60ページの2款保険給付費の全体では、対前年度比較で0.83%の増となっております。

1項サービス諸費1目の介護サービス等給付費は、要介護認定者に対する給付費で27億8,476万2,000円、2目の介護予防サービス等給付費では、要支援者認定者に対する給付費で1億6,970万7,000円を計上しております。

61ページをお願いいたします。2項その他諸費1目の審査支払手数料は、国保連合会への手数料として368万4,000円を計上しております。

3項の高額介護サービス等費は、7,003万3,000円を計上しております。

62ページの4項高額医療合算介護サービス等費は、678万5,000円を計上しております。

5項の特定入所者介護サービス等費は、施設に入所している低所得者の方に保険給付の対象外である食費、居住費の補填を支給するもので、合計で1億7,002万9,000円を計上しております。

63ページをお願いします。3款の基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利子の積み立てとして3,000円を計上しております。

4款地域支援事業費1項介護予防事業費1目の二次予防事業費は、要介護状態となるおそれの高い65歳以上の高齢者を対象として介護予防を行う事業経費で、362万5,000円を計上しております。

64ページの2目の一次予防事業費では、全ての高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及、啓発等を行う事業で239万7,000円を計上しております。

65ページの3目の総合事業費精算は、平成27年度から始まる総合事業の精算に備えるため、新たな目の追加で1万円を計上しております。

2項包括的支援事業・任意事業費1目の包括的支援事業費は、二次予防事業対象者に対して介護予防全般に関するケアマネジメントに要する経費として313万3,000円を計上しております。

66ページの2目の任意事業費では、在宅介護の精神的、経済的な負担軽減を図るための家族介護支援、成年後見制度の利用支援等に要する経費として423万円を計上しております。

68ページの3目の地域包括支援センター運営事業費では、介護予防のサービスを提供するために町が設置している地域包括センターの運営に要する経費として、保健師、社会福祉士等の職員人件費が主なもので、4,890万6,000円を計上しております。

69ページの公債費の財政安定化基金償還金は、山口県介護保険財政安定化基金の借入金の償還は、第4期の財源不足のため借り入れた県基金の償還が完了いたしましたので、皆減となっております。

次に、介護サービス事業勘定の御説明をいたします。事項別明細書73ページの歳入から御説明いたします。

1款サービス収入1項介護給付費収入1目の介護予防サービス計画費収入は、ケアプランの作成料として1,910万1,000円を計上しております。

2款繰越金は1,000円、3款諸収入1項1目の雑入は、住宅改修理由書の作成料として2万4,000円計上しております。

次に、74ページの歳出を御説明いたします。1款サービス事業費1項1目の介護予防支援事業費は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所としてケアプラン作成事業等に要する経費1,912万6,000円を計上しております。

以上が、議案第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についての概要でございます。

以上で、議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。何とぞ御慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 私のほうからは環境生活部所管の特別会計予算の4議案につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、最初に、議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

特別会計予算案つづりの19ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を8億7,048万4,000円と定めるものであります。

また、第2条により23ページの第2表のとおり、地方債の限度額を7,060万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

上水道事業創設経費に伴いまして対前年度比4,913万3,000円、6%の増額予算となっ

ております。

その主なものにつきまして御説明させていただきます。事項別明細書の85ページをお願いいたします。

まず、歳入からであります。1款分担金及び負担金では、新規加入を42件と見込み140万4,000円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料1項使用料は、平成26年度決算見込みから推計し、3億9,183万2,000円を計上いたしました。

2項手数料は諸証明手数料、業者指定手数料、開閉栓手数料を合わせ81万1,000円の計上でございます。

86ページから87ページにかけて3款繰入金は、一般会計から4億583万3,000円を繰り入れることとしております。

6款町債は、簡易水道事業債7,060万円を計上し、上水道事業創設に伴う経費に充当するものであります。

次に、歳出につきまして89ページをお願いいたします。

1款簡易水道費1項事務費1目総務費では、職員人件費として7名分の給料等6,047万4,000円を計上しております。

また、総務一般経費は、90ページの委託料として上水道創設資産調査、認可変更及び例規整備等の業務委託料5,669万円2,000円、電算システム借上料520万3,000円、公営企業会計システム備品購入費1,517万7,000円を新規に計上するとともに、消費税1,391万8,000円の計上が主なものでございます。

91ページの2項事業費1目維持管理費のうち維持管理経費は4億7,383万3,000円を計上し、町内13簡易水道施設の維持管理を行うものであります。

メーター交換や漏水修理のための修繕費として4,160万2,000円、柳井地域広域水道企業団からの受水費3億8,966万8,000円、水質検査、漏水等緊急時対応業務、施設監視点検、水道メーター検針業務等の委託料2,376万6,000円が主なものでございます。

92ページの飲料水供給施設維持管理費は、源明地区の水道施設の維持管理経費として99万8,000円を計上し、飲料水の安定供給に努めるものでございます。

93ページ、2款公債費は元金1億8,521万2,000円、利子5,225万8,000円、合わせて2億3,747万円を計上しております。

3款諸支出金は漏水減免等の還付金100万円、4款予備費は50万円の計上でございます。

以上が議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算書の25ページをお願いいたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額を5億6,305万6,000円と定めるとともに、第2条により、29ページの第2表のとおり、地方債の限度額を下水道事業債と過疎対策事業債を合わせ2億2,780万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

久賀・大島地区公共下水道事業の事業費増額に伴いまして、対前年度比1億7,768万3,000円、46.1%の増額予算となっております。

それでは、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書の105ページから御説明させていただきます。

まず、歳入の1款分担金及び負担金1項分担金1目公共下水道事業費分担金におきまして、現年度分63万円、滞納繰越分8万円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項使用料は、現年度分として新規接続、利用率、収納率等を考慮し、6,271万9,000円を計上し、滞納繰越分25万円、行政財産使用料と合わせ、6,297万円を計上いたしました。

106ページの3款国庫支出金1項国庫補助金は、久賀大島地区公共下水道事業に対する補助金4,500万円で、補助率は2分の1でございます。

4款繰入金は、一般会計から2億2,471万2,000円を繰り入れることといたしております。

107ページの6款諸収入2項雑入では、秋地区農業集落排水污水处理負担金等185万1,000円を計上しております。

7款町債は2億2,780万円の計上ですが、その内訳は、久賀大島地区公共下水道事業に伴う下水道事業債9,060万円、過疎対策事業債9,050万円及び下水道事業平準化債4,670万円であります。

次に、歳出について109ページから110ページをお願いいたします。

1款公共下水費1項事務費1目総務管理費のうち、職員人件費は職員8名分の給料等で、7,094万円を計上するとともに、総務一般経費では、電算システム借上げ料137万1,000円を含め、328万3,000円を計上しております。

111ページ、2項事業費1目維持管理費は8,651万5,000円の計上であります。安下庄地区及び東和片添地区の公共下水道施設の維持管理費にかかる電気・水道料の光熱水費1,513万円、安下庄浄化センターの污泥脱水機、オーバーホール等の修繕費として1,064万1,000円、処理施設維持管理業務、污泥処理、電気計装設備保守点検などの委託料、合計5,173万4,000円が、その主なものでございます。

112ページの2目公共下水道事業費のうち、設備経費は新規加入の公共ます設置を6カ所と

見込み、工事請負費 120 万円を計上しております。久賀・大島地区公共下水道事業が 2 億 3,325 万 4,000 円を計上しております。測量設計業務委託料として 1 億 1,180 万円、山口県が行う過疎代行事業に対する町の負担金 1 億 1,962 万 5,000 円が主なものであります。

113 ページの 2 款公債費は、元金・利子と合わせて 1 億 6,725 万 9,000 円を計上しております。

3 款諸支出金は、還付金 10 万 5,000 円、4 款予備費は 50 万円の計上でございます。

以上が議案第 6 号平成 27 年度周防大島町公共下水道事業特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第 7 号平成 27 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の 31 ページをお願いいたします。

第 1 条に定めますとおり、歳入歳出予算の総額を 3 億 3,638 万 7,000 円と定めております。また第 2 条により 35 ページの第 2 表のとおり地方債の限度額を 8,730 万円とし、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものであります。対前年度比 907 万 3,000 円、2.8%の増額予算となっております。

事項別明細書の 125 ページをお願いいたします。

歳入の 1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目農業集落排水事業費分担金は、受益者分担金を 102 万 5,000 円と見込んでおります。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料は、新規接続利用率・収納率等を考慮し、滞納繰越分、行政財産使用料を合わせ 4,998 万 5,000 円を計上しております。

126 ページの 3 款繰入金は、一般会計から 1 億 9,807 万 1,000 円を繰り入れることといたしております。

127 ページの 6 款町債は、平準化債 8,160 万円、下水道事業債 290 万円、過疎対策事業債 280 万円の合計 8,730 万円の計上でございます。

129 ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、1 款農業集落排水費 1 項総務管理費は、職員人件費の 2 名分の 1,418 万 7,000 円が主なものでございます。

130 ページから 131 ページ、2 項事業費 1 目維持管理費は 1 億 3,190 万 9,000 円を計上し、日良居、和田、戸田、沖浦西、沖浦東、秋地区の各処理区の施設維持管理を行うものでございます。浄化センター、マンホールポンプ場の光熱費、各浄化センター及びマンホールポンプにかかる修繕費、汚泥処理に要する手数料、また処理施設維持管理業務委託料、水質検査、管路清掃、電気計装設備保守点検などの委託料で 7,458 万 8,000 円、秋地区汚水処理負担金

185万1,000円、消費税392万1,000円が主なものとなっております。

2目農業集落排水事業費は、新規加入に係る公共ます設置及び電波法改正に伴い沖浦西地区のマンホールポンプ場無線通報装置をデジタル化するための工事請負費637万7,000円を計上しております。

132ページ、2款公債費は、元金・利子を合わせ1億8,106万7,000円を計上しております。

3款諸支出金は、還付金10万5,000円、4款予備費50万円の計上でございます。

以上が議案第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。続きまして、議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

予算書の37ページをお願いいたします。

第1条により、予算の総額を3,380万3,000円と定めております。また、第2条により、41ページ第2表のとおり、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものであります。対前年度比1,631万7,000円、32.6%の減額予算となっております。

事項別明細書の143ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款使用料及び手数料1項使用料は307万6,000円と見込んでおります。

2款繰入金では、一般会計から繰入金を2,622万1,000円計上しております。

145ページ、5款町債は、下水道事業債、平準化債でございますけども、450万円の計上であります。

147ページから歳出になります。

1款漁業集落排水費2項事業費1目維持管理費は1,651万円を計上し、浮島処理区の排水処理施設の維持管理を行うものでありますが、148ページの光熱水費、修繕費、施設維持管理委託料、水質検査、脱水汚泥の運搬処理委託料等が主なものでございます。

149ページ、2款公債費は、元金1,377万1,000円、利子308万6,000円、合わせて1,685万7,000円の計上でございます。

3款諸支出金は、還付金1万円、4款予備費は30万円を計上しております。

以上で議案第5号から議案第8号までについての補足説明を終わります。何とぞ、御慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計予算について

補足説明をいたします。

特別会計予算書の43ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を9,493万1,000円と定めております。第2条地方債では、47ページの第2表のとおり、事業実施に当たり起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、その限度額を920万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の153ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

1款使用料及び手数料1項使用料は、前島航路163万5,000円、情島航路574万8,000円、浮島航路1,053万5,000円と見込み、合わせて1,791万8,000円の計上でございます。

2項手数料は、手荷物等の手数料でございますが、3航路を合わせまして317万4,000円を計上しております。

154ページの2款国庫支出金は、それぞれの航路に係る国庫補助金として、3,647万2,000円を計上しております。

3款県支出金は、航路補助金として1,758万1,000円の計上でございます。

4款繰入金は、一般会計から869万4,000円を繰り入れることとしております。

5款諸収入1項雑入は189万2,000円の計上でございます。久賀地区で国道437号線の道路改良工事が行われておりますが、平成27年度におきまして、前島航路久賀港栈橋の移設の必要があり、これに伴う補償金184万9,000円を計上しているところでございます。

6款町債は、前島航路久賀港栈橋の移設に伴うもので、920万円の計上となっております。

157ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款事業費1項事務費1目総務費の職員人件費は1名分の計上でございます。総務一般経費は3航路運営のための事務経費の計上でございます。

158ページからの2項事業費1目前島航路運航費は3,192万円の計上でございます。国道437号線改良に伴い久賀港の栈橋の移設が必要となり、安全性等を考慮した上で新たに更新することが適切と判断し、そのための工事請負費132万円、備品購入費972万円を計上しております。

160ページ、2目情島航路運航費は1,954万9,000円の計上であります。職員人件費及び賃金はその主なものでございます。

161ページ、3目浮島航路運航費は3,237万9,000円の計上で、3航路合わせて前年度比859万4,000円の増、8,384万8,000円の計上となっております。

163ページ、2款公債費は、元金・利子を合わせまして13万4,000円の計上となっております。予備費は昨年同様の20万円の計上でございます。

以上で、議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計予算の概要でございます。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。15時55分まで。

午後3時45分休憩

.....

午後3時55分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はありますか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 国保会計は、当委員会、私の所属委員会なので、アウトラインについて質疑をしてみたいというふうに思います。

アウトラインというのは、実際的に一つは、保険給付にかかわる部分で、実際的な引き上げ分は先ほど言われたように、比較的には知れとります。それをたとえば、国庫と税、いわゆる国保税、それと町は残念ながら全体では2,000万円ですが、その他分については、4,000万円のカットということで、大幅な引き上げにつながったというのが私の認識です。

その中で一つは、今、国保会計について今まで言ってきたのは国の医療費に関する部分で、いわゆる負担の動向なんです。医療費全体に対する国の負担の動向、これが私が議員になった当時は、医療費の45%からあの当時一気に37.5%に引き下げたと。このことによって国保会計は、ずうっとそれ以降ピンチです。言われるまでもなく。

ほいで、実際的に今、私は国保会計に対する国の医療費負担分、これが今どのぐらいになっておるのか、このことが実際的には、加入者の保険税の負担増と、町が実質的には入れざるを得ないという状況がありましたので、その部分についていわゆる国の医療費に占める負担割合、これについて答弁を求めておきたいというふうに思います。

2点目が、いわゆる大幅引き上げに対する部分として御承知のように、約5,000万円の基金があります。これはその時々積み上げで5,000万円ありますが、保険給付費くらいの伸びに抑えるため、いわゆる真水と言いますか、町民の国保税の引き上げ分、8,000万円、それにならないような一つの努力として、今回、その基金を活用することを町長のほう、全く考えなかったかどうかという点です。

これが、5,000万円の一定の基金を使用することによって、私は今回の予算をつくるとき

にはそれほどの17%から8%になるんじゃないかと思いますが、それだけの引き上げは必要なかったというふうに考えますので、これは町長の考え方として聞いておきたいというふうに思います。

まず2点について、聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 永田健康増進課長。

○健康増進課長（永田 広幸君） 第1点、国の医療費の動向でございますが、今持ち合わせている資料でございますが、平成24年度から平成25年度に抜けて、医療費のほうが、38.4兆円から39.3兆円ということで2.2%の伸びとなっております。大変すいません、本町におきます比27年度の医療費の動向につきましてですが、平成26年度当初におけますところの一般被保険者に係る医療費の総額は、27億2,284万242円でありまして、平成27年度当初では28億9,364万6,652円で対前年度比6.3%増となっております。

退職者医療におきましては、医療費の総額は2億1,350万9,137円でありまして、平成27年度調書では1億4,276万7,720円ということで、対前年度比33.1%減を見込んでおります。よろしく申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午後4時01分休憩

.....

午後4時01分再開

○議長（久保 雅己君） 永田健康増進課長。再開します。

○健康増進課長（永田 広幸君） 大変失礼いたしました。

国の負担割合としましては、32%ということになっております。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の税率改正の中で、基金も含めた状態で税率改正をすべきではなかったのかという、まあそういう考えはなかったのかということでございますが、基金につきましては、通常であれば年度途中で医療費が異常に高騰したとかっていうふうな場合に備えて、置いておるのが原則でございまして、基金を充当してそして税率改正の率の改定を少し下げるといふようなことは、当然考えていなかったわけでありまして、しかしながら、過去にもそういう例がありますが、年度途中でどうしても税率改正はできないものですから、そのときにはその基金で対応するというように基金を積んでおるわけでございますが、これまで黒字、繰越額が出て、それを基金に積んだという時代も当然ありました。しかしながら、その後ずっと基金を取り崩しながら、だからその黒字分を基金に積み立てるといふのが健全なやり方だと思いますが、しかしながら、一般会計から繰り入れた分が基金に行ったというケースもございまして、そこで、

年度途中の異常の状態に対して備えて置くというのが、私たちの考えでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、苦勞しよるんですが、実際に町長が今まで引き下げるための繰り入れをしてきたんだと、引き下げとしますか。いわゆる引き上げをさせないための繰り入れをしてきたんだと、それで実際的には、その中でもたとえば、大きい時期は1億円ぐらいの不用額が発生したり、少ないときには、3,000万円ぐらいの本来なら翌年度繰越金、いわゆるゼロ決算をするためのやり方として、途中と言いますか、決算時期のカットということをやったわけで、実際的にはその積み上げをしとけばな、というのが実際的な国保会計の特徴、それは、ずっと昨日言ったように、国保会計の特色なんです、これは。地方自治体が周防大島町民に対する責任、その責任で考えたら、やっぱりきちっとそれは、基金活用してからやるべきだというのが私の考え方です。

これはあなたと違うかも知れませんが、全体、たとえば世帯割で、大体後期高齢者と実際的な国保世帯、これで約7割近く、世帯割で行くわけでしょ両方で。そういう中での活力を落さないというときには、国保やいわゆる後期高齢者医療制度、これが大きくかかわってくるんだということだけは言うて、終わりにしたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回、国の改正で、いわゆる処遇改善の引き上げと介護報酬の、いわゆる……昨日と全く……。失礼しました。疲れが出ちよるんかも知れませんが、いわゆる後期高齢者の実質的な、これも医療費に占める国庫の負担割合、これについて今、資料があれば答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 永田健康増進課長。

○健康増進課長（永田 広幸君） 大変申し訳ございません。資料のほうを持ち合わせておりませんので、明日の委員会のほうで、御報告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（久保 雅己君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、質疑はありませんか。  
広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 体調不良でばててよく間違えるんですが、介護保険会計も6期が始まって、法律改正が行われます。実際的には処遇改善の引き上げと介護事業者への引き下げということで、実際的にはそういうことが待っております。その影響について所管課のほうはどういうふうに見ておられるのかと、わかる範囲で答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 近藤介護保険課長。

○介護保険課長（近藤 晃君） 広田議員さんのほうから、介護報酬が2.27%引き下げられまして、職員の給料の処遇加算が月額1万2,000円ということで増額をされるということが、1月に閣議決定をされたところでございます。

このことを受けまして、私たちは当初予算の編成におきまして、これらを全てを反映するというのは、現在まだ国会で審議中でございますので、それはできませんでしたが、一旦組み替え作業は行っております。一定部分は反映ができたというふうに思っております。

なお、介護保険料につきましては、当然27年度から29年度までということでございまして、2.27%の引き下げというのは反映をしております。

それから、昨日御審議をいただきました、地域ケア会議、それから在宅医療、先ほど御質問いただきました認証につきましては、平成27年度の当初予算に反映をしておるところでございます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。平成27年度周防大島町特別会計予算の質疑が終結しましたので、議案第2号から議案第9号までの8議案を、昨日配布しております、議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第9号までの8議案を、昨日配布いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することを決定しました。

なお、討論採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

## 日程第27. 議案第10号

○議長（久保 雅己君） 日程第27、議案第10号、平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算を議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 私たちは、町長及び議員さんの御理解のもとに、常日頃より、周防大島町3病院、東和病院、橘病院、大島病院、2老健施設、さざなみ苑、やすらぎ苑、大島看護専門学校、4居宅介護支援事業所、1訪問看護ステーション、がん検診及び特定健診事業を健全に維持することにより、周防大島町民の医療、介護、福祉の充実を目指しております。

その考え方をもとに、議案第10号、平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、補足説明申し上げます。

お手元の、平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、総則です。第2条は、業務の予定量について定めております。病院の病床数260床、介護老人保健施設の入所定員130人、大島看護専門学校の定員105人は変更ございません。病院の患者数は、入院85,644人、次の2ページにあります外来125,631人を見込み、介護老人保健施設の利用者は、入所45,750人、通所4,617人を見込み、次の

3 ページにあります、学生数は121人を見込んでおります。

主要な建設改良事業につきましては、後ほど、第4条の資本的収入及び支出で、御説明させていただきます。

次に4ページをお願いいたします。第3条は、収益的収入及び支出について定めるもので、業務の予定量に基づきまして、収入を53億4,582万5,000円、支出を53億4,510万4,000円と見込んでおります。

また、医療の確保事業として、修学資金貸付や、特殊診療科の確保のための資金として、4ページの第3条、収益的収入及び支出の2行目にありますように、企業債1億3,120万円の借り入れを予定しております。

次に、6ページをお願いいたします。第4条は、資本的収入及び支出について定めるもので、資本的収入を4億9,340万円、7ページにありますように、資本的支出を9億4,647万円と見込んでおります。

収入につきましては、東和病院の企業債4,330万円、橘病院の企業債1億5,060万円、大島病院の企業債2億2,200万円、やすらぎ苑の企業債9,680万円、大島看護専門学校の企業債50万円を、改修工事及び医療機器整備のための病院事業債及び過疎債借り入れを見込んでおります。

支出につきましては、東和病院の建設改良費、4,174万6,000円は、内視鏡洗浄消毒装置他6品目の機器整備及び患者輸送車両の整備を、企業債償還金2億5,012,000円は、27年度の償還予定額を見込んで計上しております。

橘病院の建設改良費、1億3,785万2,000円は、自動視野計他6品目の機器整備を、企業債償還金8,767万4,000円は、償還予定額を見込んで計上しております。

大島病院の建設改良費1億5,436万8,000円は、人工呼吸器他3品目の機器整備を、企業債償還金2億5,907,000円は、償還予定額を見込み計上しております。

7ページになりますが、やすらぎ苑の建設改良費820万円は、電動ベッド20台の整備を、企業債償還金2,429万7,000円は、償還予定額を見込んで計上しております。

さざなみ苑の建設改良費1,080万円は、ナースコールの整備他1品目の機器整備及び送迎車の整備を、企業債償還金2,813万6,000円は、償還予定額を見込み計上しております。

大島看護専門学校の建設改良費293万6,000円は、電動ベッド他2台の整備を、企業債償還金3,954万2,000円は、償還予定額を見込んで計上しております。

第5条は、企業債について定めるもので、借り入れ限度額を7億3,650万円と定めております。

第6条は、一時借り入れ金の限度額を10億円と定めております。

次に、8ページをお願いいたします。

第7条は、議会の議決を経なければ、流用することができない経費として、給与費27億2,926万円、交際費240万円を計上しております。

第8条は、他会計からの補助金について定めるもので、9ページになっていますが、8億6,622万9,000円の繰り入れを予定しております。

第9条は、薬品や診療台料等のたな卸し資産の購入限度額を、業務の予定量に基づきまして、10億4,257万6,000円と定めております。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めるもので、取得する資産として、機械4品目と、車両1品目を挙げております。処分する資産として、機械3品目を挙げております。

付属資料といたしまして、11ページ以降に、予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議員（4番 広田 清晴君） 1点は、今現在、実際的には、大きく関わるのが、今流行っています、いわゆるウイルス、A型ですか。そういう状況で、これが長引くと、運営等にもかなり関わってくるんじゃないかというふうに考えています。

そういう中で、病院及び中間施設の中で、実際の動向をまず、報告を求めたいというふうに思います、これが1点です。

それと2点目、これは26年度もあつたんですが、看護学校の1生徒当たりの、いわゆる補助金の額、これが大幅に減ったというのが特徴です。

新年度予算で、それぞれが、実際的には、今日まで補助金として、1人当たり50何万でしたかね、それが引き下げられたという部分を、報告を求めておきたいというふうに思います。

それと3点目として、昨年はいろいろ議論をしたんですが、やっぱり、最終消費者としての消費税の動向です。今資料があれば、答弁を求めておきたいというふうに思いますが、実際的には、この1年間の消費税の見通し、最終消費者として、支払うべき金額等について、資料があれば答弁を求めておきたい。なければ、明日でも結構ですから、準備していただきたいというふうに思います。

それともう1つが、昨年の私たち議会がわからなかったのが、内部留保の内、いわゆる修繕引当金を使つての、いわゆる事業です。

これは、見解が違う訳ですが、実質的にはもう、予算計上しなくていいんだということで、実

際的には、昨日の答弁を聞きよると、1,300万円ぐらい、そのまま貸借対照表上は落ちちよるといふことで、報告がありました。が、新年度は、そういった突発的な機器等が当然出ますから、今のところでいいです。昨年みたいに、箱物といったら悪いんですが、1,000万円を超えるような予定価格で、年度当初に計画せんといふことはないんで、今年度はどうなのか、という点を聞いておきたいといふふうに思います。

答弁を求めたいといふふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田公営企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） まず、第1点目のインフルエンザの状況ですが、今現在、3病院、さざなみ苑に関しては、入院患者はインフルエンザはおりませんし、外来で毎日、1名2名程度、職員から1名2名程度ですが、やすらぎ苑が先週から入所者のインフルエンザ数が増えまして、おとといで最高11人、約2割りが罹っております、職員も2名といふことで、一応保健所にも届け出ております。

今日現在、1名回復して10名となっておりますので、峠は越えたかなといふことで、考えております。また、一応職員には、これ以上増えますと、影響いたしますので、イナビル吸入粉末剤等を投与して、予防といふことを考えております。

2点目の、大島看護専門学校の交付税でございますが、一昨年度まで、25年度までが1名当たり53万2,000円だったのが、26年度で36万1,000円といふ、約18万円程度、1人当り下がりましたので、今年度も一応そういう形で同じ金額を組んでおります。

それと、もう1点は、修繕引当金に関しまして、当年度は、考えておりません。

残りは木村のほうから。

○議長（久保 雅己君） 木村公営企業局財政課長。

○公営企業局財政課長（木村 稔典君） 26年度消費税の関係ですけれども、まずは、病院の収入に関しましては、ほとんど、非課税収入でございますので、今年度、今現在の見込みでございますけれども、26年度も1,253万1,000円を見込んでおります。なお、25年度につきましては、600万円程度でございました。

また、支出費用に関しましては、26年度見込みでございますけれども、1億3,921万4,000円、昨年度が約1億1,400万円、こちら消費税、機器整備等高額なものがあつた場合は、8%、3%増加分より、変動幅が大きゅうございます。一概に言えませんが、そういった見込みになっております。以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算の質疑が終結しましたので、議案第10号を昨日配布いたしました議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにし  
たいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。

よって議案第10号を昨日配布いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託す  
ることに決定しました。

なお、討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第28. 議案第11号

日程第29. 議案第12号

日程第30. 議案第13号

日程第31. 議案第14号

日程第32. 議案第15号

日程第33. 議案第16号

日程第34. 議案第17号

日程第35. 議案第18号

日程第36. 議案第19号

日程第37. 議案第20号

○議長（久保 雅己君） 日程第28議案第11号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第  
6号）から、日程第37議案第20号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第  
4号）までの10議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は、3月4日の本会議で終了しておりますので、これから討論・採決に入ります。

議案第11号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案第11号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第  
6号）について、反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

討論の趣旨は、町長にぜひとも定住促進の柱の一つとして、国民健康保険税をどう見るのか、  
いところから討論したいというふうに思います。昨日も言いましたけど、これはどういうとこ  
ろにあらわれるかと言ったら、今回一般会計から国保会計の繰出金という形であらわれておりま  
す。約1,500万円だったというふうに思います。

これをどう見るかということなんです。今、同じように昨日の審議で、私は国民健康保険税は  
高いんじゃないかということで討論をしました。そういう中で、まさしく私は一気の引き上げ

につながらないために、これまでもずっと会計については、弱い会計という表現をしたかもわかりませんが、実質的には矛盾の大きい会計、という表現で見ますと、本当に大変な状況なんです。私が思うのに、実際に合併前はどうかとって思い出しますので、1人当たりが大体——制度改正もありましたが——1人当たりが5万5,000円ぐらいでした。そして一世帯当たりが10万円いうことでありました。今、莫大高くなっております。これが合併前の状況です。

それがかなり、この間制度改正もありました。当然、制度改正もありましたが、悪い改正につながって、それを国保加入者と町が実質的には負担してきたというのが流れなんです。そういう中で、町長が言いたいことはあろうと思いますが、やっぱり考えていただきたいのは、国保の加入者は昨日も言いましたが、本当に年金で前期の方、基本的には前期の方、そしてもう一つは社会的要因等を含めて、実際的には国保しか加入できないという方々が、ほとんど加入する制度なんです。ですから、今回これをそのまま一般会計に繰り戻さず、そして国保会計に置いておけば、私は必ずや次の新年度予算に反映できるというのが私の考え方です。

ですから今回、一般会計への繰り戻しについてだけ問題があるということだけは言うちょきたい、ただ全体の流れは、国庫支出金が2億1,433万円、県が4,696万2,000円、繰入金金が1億113万7,000円、それともう一つの基金部分がありますから、大体そういう部分がマイナス財源だというふうに見ちよって間違いないのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第11号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第12号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これから、起立による採決を行います。

議案第13号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これから、起立による採決を行います。

議案第14号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これから、起立による採決を行います。

議案第15号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これから、起立による採決を行います。

議案第16号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案

のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第17号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これから、起立による採決を行います。

議案第17号平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、  
原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第18号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これから、起立による採決を行います。

議案第18号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、  
原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第19号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これから、起立による採決を行います。

議案第19号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）について、原案の  
とおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第20号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） この議案については、賛成の立場から討論しておきたいというふう  
に思います。私は一般会計において、いわゆる町の体力という討論、議論をしました。それで  
今、公営企業局会計については本当に厳しい状況というのは常々言っております。

しかし、まず第1に言うときたいのは、赤字幅をどれだけ圧縮するか、これは公営企業局で、

きちっと考えて努力していただきたいと、それでない議員の皆さん方も我慢の限界が来るということが起こるかもわかりません。これが1つです。やっぱりどれだけ圧縮していくか、例えば資産減耗や固定資産等で、実際的にそれを含まない部分でやっぱり赤字額がどうなるのか、ただ今回、今年度も26年度も結局は大きな建築改良が発生しましたので、当然27年度も起こるのではないかなというふうに危惧しております。

ただ体力から言えば、一応公営企業局の内部留保が、いわゆる60億円まであるわけなんですよ。それをどうやって職員の皆さん方に喚起を促すのか、これが2つ目のテーマなんです。

私は必要な内部留保については認める立場です。しかしその内部留保を使って、どれだけ職員の皆さん方のやっぱり士気、これを引き上げていくのか、これなしに職員の協力なしには、実は公営企業局は町立病院にふさわしい運営にならないんだということも述べておきたいと思います。

今回も実は、賃金部分で上がっていると思います。いわゆる賃金部分に関わって、それをどう生かしていくのか、これもやっぱり公営企業局として考えていただきたいと、私は最後になりますが、本当に口先ではなしに、3病院、2つの老人保健施設、そして1つの看護学校、これを町民のための運営と、町民が頼むべきところという位置づけをぜひとも顕示していただいて、本当に議員の皆さん方に理解が得られるよう、私は求めて賛成討論としておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第20号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（久保 雅己君） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、3月17日火曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後 4 時40分散会

---